

令和2年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和2年3月10日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	2 3
所管事項の報告	2 5
請願の審査	2 6
請願の採決	3 0
意見書案の説明	3 1
閉会	3 2

文教福祉常任委員会 令和2年3月12日（木）

付議事件	3 5
出席委員	3 5
欠席委員	3 5
委員外出席者	3 6
説明のため出席した者	3 6
事務局職員出席者	3 6
開会	3 7
議案の説明、質疑	3 8
議案の採決	6 6

所管事項の報告	6 8
閉会	7 0

総務常任委員会 令和2年3月13日（金）

付議事件	7 3
出席委員	7 3
欠席委員	7 3
委員外出席者	7 3
説明のため出席した者	7 3
説明のため出席した参考人	7 4
事務局職員出席者	7 4
開会	7 5
議案の説明、質疑	7 7
議案の採決	1 1 1
所管事項の報告	1 1 3
閉会	1 1 4

建設経済常任委員会

令和2年3月10日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 6 号 令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第12号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第19号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 市道路線の認定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願

出席委員（5名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	遠 藤 保 明
委 員	佐久間 茂 樹	委 員	木 内 欽 市
委 員	高 木 寛		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長 伊 藤 保

紹介議員 伊 藤 房 代

説明のため出席した者（16名）

副 市 長 加 瀬 正 彦

商工観光課長 小 林 敦 巳

農 水 産 課 長 宮 内 敏 之

建 設 課 長 加 瀬 博 久

都市整備課長 加 瀬 宏 之

下 水 道 課 長 丸 山 浩

水 道 課 長 宮 負 亨

農 業 委 員 会 長 赤 谷 浩 巳

そ の 他 担 当 員 8 名

農 業 事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 安 一 範

事 務 局 次 長 池 田 勝 紀

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、委員の皆さん、執行部の皆さんにおかれましては、コロナ対策等悪天候の中、健康管理に十分注意して臨んでいただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承お願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました10議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で10議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、それから議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算、それから議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算、それと8号で令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算でございます。

それと補正予算が2つございます。議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決

についてのうちの所管事項、議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでございます。

条例の一部改正が3議案ございます。議案第19号で、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

そのほかに、議案第27号といたしまして、市道路線の認定についてでございます。

以上、全部で10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、市道路線の認定についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課所管の事業について補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち主なものを説明させていただきます。

○委員長（向後悦世） 課長、長くなるようでしたら着座でも。

○商工観光課長（小林敦巳） じゃ、失礼します。

それでは初めに、歳入になります。

予算書のほうをご準備いただきたいと思います。

まず、予算書の20ページでございます。よろしいでしょうか。

13款使用料及び手数料、1項5目商工使用料、真ん中ほどでございます。5目商工使用料1,126万円は、右側の説明欄を見ていただきますと、長熊釣堀センターの使用料990万円、それと市営プールの使用料136万円でございます。

続きまして、少し飛びます。29ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金480万9,000円でございます。こちらのほう右側へいきまして、1節商工費県補助金、説明欄の1、千葉県消費者行政推進事業補助金は消費生活センターの事業に係る補助金でございます。68万1,000円でございます。

続きまして、その下の2節観光費県補助金、右側の説明欄の1、千葉県観光魅力アップ整備事業補助金は、潮騒ふれあい広場、これは萩園海岸にございますレストハウスの屋根の改修工事に係る県の補助金でございます。412万8,000円でございます。

続きまして、歳出になります。

少し飛びます。160ページをご覧くださいと思います。

5款労働費、1項1目労働諸費は178万1,000円です。そのうち説明欄をご覧ください。説明欄の1、労働諸費68万1,000円は、旭市と旭市商工会共催で行います中小企業従業員の表彰に係る経費及び旭市雇用対策協議会が行います事業に対する補助金でございます。

その下、説明欄の2、職業相談室運営支援事業110万円は、旭市青年の家に開設しております職業相談室の窓口を行う会計年度任用職員1名の報酬等でございます。

続きまして、また少し飛びます。182ページをお願いします。

7款商工費、1項1目商工総務費は1億6万円でございます。説明欄をご覧くださいと思います。説明欄の3、下のほうになりますが、消費者保護対策事業956万8,000円、ペー

ジをまたぎますが、その次のページに入ります。旭市消費生活センター運営に係る経費でございます。主なものは相談員の報酬等でございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

2項商工振興費 1億7,828万5,000円でございます。説明欄の2をご覧くださいと思います。また下のほうになりますが、中小企業金融対策事業のうち、その下ですね。貸付金1億円は市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業へ市内の金融機関が融資を行うに当たり、市内の6金融機関に合計1億円を預託するものでございます。金融機関はその10倍、10億円を限度としまして中小企業へ融資するものでございます。

なお、この原資1億円につきましては、年度末に償還されます。

続きまして、次に185ページをお願いします。

説明欄の3、制度資金利子補給事業1,927万8,000円は、先ほどの中小企業資金融資制度に基づいた市内の中小企業の資金融資について利子補給を行うものでございます。

続きまして、その下ですね。説明欄の4、商業活性化推進事業2,706万8,000円は、消費者の購買意欲の喚起と商店街の顧客の拡大を促し、商店街の活性化を図るために補助するものでございます。主なものは、空き店舗活用事業補助金568万8,000円、それと1つ飛びまして、商店街の振興事業補助金1,758万円、これはプレミアム共通商品券の発行事業等に係る経費でございます。

続きまして、186ページをお願いします。

説明欄の6、旭市特産品開発事業136万円は、旭市の特色を生かした優れた物産品の推奨事業、またこれを開発の補助をするものでございます。

その下の説明欄の7、企業誘致促進事業774万2,000円は、市に進出する企業や既存の企業の規模の拡大に対する税の優遇措置を行うほか、雇用奨励金や緑化奨励金などとなっております。

続きまして、187ページをお願いします。

3目観光費でございます。1億1,687万5,000円。こちら説明欄の観光事務費1,663万4,000円の主なものは、次のページになります。18節の負担金補助及び交付金として、旭市物産協会に1,575万2,000円を補助するものでございます。

続きまして、次のページ、189ページ、説明欄の3、観光施設管理費545万円は、所管いたします市営プール、また長熊釣堀センターなどの施設の維持管理経費になります。

主なものとしましては、次のページをお願いしたいと思います。

190ページ、下のほうになります。12節の委託料、市営プール監視員業務委託料731万4,000円、また次のページの14節工事請負費1,225万8,000円。こちらは、萩園公園駐車場の区画線の工事、それから先ほど申しあげました潮騒ふれあいレストハウスの屋根の改修、またトイレの改修を行う工事費でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

説明欄の6、下のほうになります。海水浴場開設事業1,867万7,000円は、矢指ヶ浦海水浴場、それから飯岡海水浴場の開設に伴う経費となっております。主なものとしましては、次のページ、193ページの12節委託料のうち海水浴場の監視員の業務の委託料1,047万7,000円、それから14節の工事請負費、海水浴場の開設、また整備に伴う工事費561万6,000円でございます。

以上で、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○農水産課長（宮内敏之） ありがとうございます。すぐ終わりますので、申し訳ありません。このまま。

議案第1号の農水産課所管事業につきまして、本会議及び全員協議会でご説明いたしました主要事業以外の主な事業について補足説明を申し上げます。

171ページをお願いいたします。

171ページ、6款1項4目畜産振興費、説明欄3のさわやか畜産総合展開事業943万2,000円になります。こちらは畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化施設の機能向上や堆肥の利用促進に関する機械・施設の整備に支援する県単の補助事業になりまして、補助率は事業費の10分の2以内、市の補助と併せまして10分の3以内になります。このうち628万8,000円が県の支出金となります。申込みは酪農農家1件からで、良質な堆肥を生産するための発酵乾燥施設1棟を海上地区に整備する予定となっております。

以上で、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 建設課長。長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○建設課長（加瀬博久） では、すみません、失礼します。

それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会並びに議案質疑でご説明できなかった事業のうち主なものをご説明いたします。

恐れ入ります。予算書の198ページをお願いします。

説明欄 1、道路維持管理費でございますが、次の199ページにまたがります。中ほどになります。12節委託料、道路排水路等清掃委託料1,810万円は、市道等の草刈りや除草のほか街路樹や植え込みなどの伐採や剪定に係る委託料を計上したものでございます。

次に、その2つ下、15節原材料費1,070万円は、道路の維持補修に必要な再生路盤材や常温合材、側溝の機能維持のために使用するグレーチング蓋やコンクリート蓋などの材料費を計上したものでございます。

続きまして、下から2行目、説明欄2の道路維持補修事業ですが、恐れ入りますが、こちらも次のページ、200ページの14節をお願いしたいと思います。工事請負費の道路舗装改修工事2億3,497万円は、老朽化した舗装の打ち替え工事等の7路線分と緊急対応に要する工事費を計上したものでございます。

次に、同じ200ページ、中ほどになります。

説明欄3、交通安全施設維持補修事業、14節工事請負費の交通安全施設整備工事1,694万2,000円は、ガードレールや転落防止柵の整備と区画線、こちら外側線や路面標示になりますが、これらを施工するものでございます。

その下の道路付属施設改修工事1,174万8,000円は、老朽化した道路照明灯と大型道路標識等の改修・修繕工事費を計上したものでございます。

続きまして、少し飛びまして、204ページをお願いしたいと思います。

上段になります。説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業、12節委託料の調査設計委託料1,320万円は、旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕が必要な橋梁の補修に必要な設計業務の委託料でございます。

その下、調査・測量委託料3,449万6,000円は、橋梁の定期点検を予定しております127橋の点検業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費の橋梁改修工事1,650万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕が必要な橋梁、6橋になりますが、こちらの維持補修工事費を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。長くなるようでしたら着座で。

○都市整備課長（加瀬宏之） じゃ、失礼して、着座での説明とさせていただきます。

議案第1号のうち、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

本会議及び全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものについてご説明を申し上げ

げますので、よろしくお願いいたします。

予算書の20ページをお開きください。

歳入になります。

13款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料、説明欄1のあさひパークゴルフ場使用料は、令和2年度の年間利用人数を一般4,500人、月ぎめ会員1,600人と見込みまして894万9,000円の収入を計上いたしました。

少し飛びます。歳出になります。

205ページをお願いいたします。

8款3項1目都市計画総務事務費のうち12節委託料の都市計画策定調査業務委託料325万6,000円につきましては、市民の皆様の都市計画に対する理解度や今後の方向性などについて幅広くご意見を伺うためのアンケート調査を実施するものでございます。

次に、207ページをお願いいたします。

8款3項4目公園費、説明欄1の公園維持管理費833万円は、都市整備課が所管している都市公園12か所、その他の公園6か所、宅造公園44か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内に設置されている公衆トイレなどの維持管理費に関する費用となります。

このうち主なものについてご説明いたします。

12節委託料の公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の年間を通じた管理費等の費用として5,114万6,000円を計上したものでございます。

次に、208ページをお願いいたします。

14節工事請負費551万4,000円のうちカメラ設置工事は、防犯カメラ1基、旭スポーツの森公園になります、の設置工事費77万円です。

公園改修工事474万4,000円は、複合遊具の改修、これは海上コミュニティ運動公園になります、及び噴水広場改修工事、これは袋公園になります。これらのための費用となります。

同じく208ページ、説明欄2のあさひパークゴルフ場維持管理費3,369万7,000円は、パークゴルフ場の年間を通じた運営管理費となります。

このうちの主なものについてご説明申し上げます。

209ページをお願いします。

12節委託料1,148万円は、コースの維持管理に係るものです。

14節工事請負費のうちパークゴルフ場改修工事462万円は、散水ポンプ制御盤の取替工事費を計上したものととなります。

すみません、訂正をお願いします。

先ほどの207ページの公園費の説明欄1、公園維持管理費のほうで833万円と申し上げましたが、これが8,330万円と訂正させていただきます。

あともう一つですが、12節の公園維持管理委託料のほうで、年間を通じた管理費としまして、これを511万円と説明したものを5,114万6,000円に訂正させていただきます。すみませんでした。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 私のほうからちょっと質問させていただきます。

185ページの商業活性化推進事業のうち空き店舗活用事業補助金568万8,000円。私は一般質問で空き家対策についていろいろ質問したんですけれども、この空き店舗というのは、その空き家対策のほうの中に、累計として数的に上がっているのかどうかということと、併せて具体的にどういう活用をしたのかということをお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） この空き店舗の活用事業補助金につきましては、以前から制度としてあったものでございます。

こちらにつきましては、市内の空き店舗の中で6か月以上空き店舗が続いているということで空き店舗とみなしておりますが、こちらにつきましては、こちらを利用して事業を始める方に、まずその改装費ですね。店舗を新しくするのに改装費として上限100万円、それとそれのほかに家賃を月5万円を上限として、これらを併給で2年間で、こちらのほうを併給でお渡しするというところでございます。

こちらにつきましては、以前は市内の商店街の中ということでございましたが、昨年4月にこれを改正しまして、市内全域で空き店舗に利用できるということ、それから先ほどの改装費と家賃補助につきましても、以前はどちらか1つでございましたが、それをこの4月に併給して、両方使えることで要件を拡大して推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） 今までの実績といいますか、どのぐらい事例としてありますか。数だけでよろしいのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 利用の実績でございますが、まず平成27年度に改装が1件ございました。これが改装費で100万円の補助をしております。それから、平成28年に改装が2件ございました。これは2件ですので200万円。それから、令和元年度に入りまして、今度は併給になっておりますが、改装が1件で100万円、それから賃借が2件ございました。これは今までで78万円を支出しております。29年度と30年度は、この辺の利用がございませんでした。この辺も踏まえて、昨年の4月に少し利用を拡大しようということで、要件を緩和したところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ページ数が193ページ、説明欄12、監視員業務委託料。これ日数は何日ぐらい、それで支払いは1日幾らで契約ですか、それとも海水浴シーズンの契約か、監視員は何人ぐらいか、あとライフセーバーとか、そういう人たちはどこへ頼むんですかね。取りあえず。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、監視員の業務委託料のことではございませんか。こちらにつきましては、矢指海水浴場とそれから飯岡の海水浴場、各6名ずつですね。監視員は6名ずつです。海水浴の期間は、昨年ですと44日間で行いました。例年だいたい44日間ぐらい開催しております。こちらは業務委託料ということで、入札で会社に業務委託をしているところでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これは出動というか、ないほうがいいんでしょうけれども、実際に危なくて出るとか、救助したとか、そういうことはどのぐらいあるんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 海水浴場のエリア内では、最近はなかったと思います。ただ、エリア外ですと人が危ないよとか、流されているというのはありますけれども、エリア内では最近ではなかったかと思います。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、過去にはあったかと思いますが。エリア内でも、そういう事故があった場合もあったかもしれませんので。すみません、今手元に資料はございませんが、そういうのがあったときに、もちろんこの方々はライフセーバーですので助けに行くという業務も、もちろん入っております。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

184ページの中小企業金融対策事業というのをもうちょっと詳しく教えてもらいたいなと思うんですけども、1億円を市内の金融機関に渡してどういう格好、どこだか分からないんですけども、それ10倍にして10億円を中小企業に融資してくれると、そういう目的で出したと。毎年多分1億円出ているよね。その結果はあまり聞いていないんですけども、その結果を例えばどこの銀行と言うとおかしいな、市内にも銀行は何軒もあると思うんだけども、分散して出すとか、それが結果がどうだったとか、そういう報告というのは何かあるんですか。あったら教えてもらっていいですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず、こちらは市内の6つの銀行ですが、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、それから筑波銀行ですね。

こちらにつきましては、まず資金1億円は、これは預託金として、各銀行の貸出枠によりまして、この1億円を分けて預託します、この6つの銀行に。例えば、千葉銀行が例えば一番多ければ、そちらのほうに例えばそのうちの5,000万円がいくとか、そういうふうに貸出しの額によってそれを分けます。銀行のほうは、その10倍を貸出しの枠として貸し付けをしてくださいと。原資ではないんですが、預託金としてお預けします。年度末には、これをまた返していただくということになっております。

1月末現在ですと、今の残高で、205件で約6億8,400万円ほどお貸ししております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 借手のほうから見ると、これは特別枠というか、市のお金を原資として、銀行の窓口では特別枠として出すのかしら。それとも、一般で出しちゃうのかね。単年度だから、借入れ期間、借りるほうね。こっちは毎年戻してくれるという話だけれども、当然、市内業者に縛られるとか、そういう条件はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） これは旭市の制度資金の金融事業でございます。もちろん、市内の業者でございます。

運転資金と設備資金がございます。例えば、運転資金ですと1,000万円、融資の限度額です。償還が5年。設備資金ですと2,000万円で、償還が10年。それから、小規模事業のほうでやはり運転資金と設備資金、こちらどちらも500万円、償還期間は5年から7年と。

それで、融資の利率でございます。これも固定しております。例えば、1年以内ですと2.2%、1年から3年以内で2.55%、それから3年を超えて5年以内2.75%、5年を超えて10年以内で2.95%でございます。

これに対しまして、市のほうで利子補給をしております。もちろん、返済はその年、完遂していると。その年度年度で完遂したのを受けまして利子補給、これは固定で2.15%。ですので、例えば先ほどの1年以内が2.2%の利率に対して、利子補給が2.15%ですので、実質負担は0.05%の負担になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それで、今5年、10年、運転だと5年、設備だと10年って、1年ごとに返す必要はないんでしょう。それと保証は、貸付け条件として保証条件はついているのかついていないのか。利子補給というのはその下の3、1,927万8,000円、この中から出るということでもいいのかね。ちょっとその辺。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） こちらにつきましては、千葉県信用保証協会の保証をお願いしております。

それと、これは毎月返済。返済は銀行が貸し付けしていますので、銀行に返済していただくものでございます。期間、それから融資額、毎月の返済額がでございます。この毎月の返済額が全て完済した場合には、その1年間の利子を補給するという制度でございます。ですので、市が何かお金をというわけじゃありません。市は預託金を出して、金融機関にということでございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) はい。それは出ません。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 県の保証協会の保証と言っていましたけれども、保証料は何パーセントなんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) すみません、こちらにつきましては、保証料はこの事業の経営状況に合わせまして、協会が料率を決定しているところでございます。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 協会というか、県の保証協会なんでしょう。料率は決まっていると思うんだよね。これ随分しばらくお金を借りたことはないんだけど、下手をすると銀行利息より保証料のほうが高いということがあるので、それで高くなくても利息に近い形になるので、特に返済単位が長かったら、10年とかという話になると、かなり取られると思うので、後でいいですけども、分かったら教えてくださいか。

○委員長(向後悦世) 商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) では、すみません、調べまして、後で資料を出したいと思います。

○委員長(向後悦世) ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長(宮負 亨) 議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明でございますが、全員協議会並びに本会議における補足説明以外ございませんので、

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） だいぶ公営企業の会計というのは、かなり難しくなってきたというのか、分かりにくいところがあって、ただ水道企業会計はかなり順調といいますか、多分今現金、予算書だよ。予算書で拝見しますと、だいたいこの3月の残高が28億円くらいになるんですかね。来年だと、多分かなり順調にお金が毎年2億円くらいずつ増えているということなんですけれども、受取利息がないんですよ、多分ね。

今、商工観光課のほうで1億円、それを膨らめて10億円という、膨らませて10億円を市内の業者に融資しているという話だったんですけれども、25億円くらいあって受取利息がないというのは、これは水道課長のせいではないと思うんですけれども、組合のほうの会計は受取利息が入っていると思うんだよね、水道組合のほう。東総のほうはね。

何かいろいろ事情はあるんでしょうけれども、25億円もあって、それで6億円ぐらいの借金、起債があって、1,200万円、1,000万円ぐらいの利息は払っているわけですから、何とかその辺利息を、最初利息はもらえていないという理由というかな、経過をね、課長はまだ2年目ぐらいだから、できれば副市長辺りに説明していただいて、まずお願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ただいま受取利息がないというご質問でございますが、水道事業会計としては現在資金運用はしておりません。

受取利息につきましては、今は出納取扱い機関への決済用普通預金で管理をしているものでございますから、これにつきましては利息がつかない口座となっております。といいますのも、ペイオフですか、通常であれば普通預金は一般の方1,000万円とあと利息、金融機関が破綻した場合は保証されると思いますけれども、水道運営はそういうリスク観点から、この場合は全額、決済用普通預金の場合、経営破綻、金融機関はないとは思いますが、破綻した場合でも全額保証されると。しかし、そういった利息はつかないと、そういう口座を使っているものですから、利息がついておりません。

資金運用については、先ほど申し上げましたように、今は運用していませんので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 旭市だけじゃなくて、水道会計はほかでもあると思うんですけども、もらっていないところはどのくらいあるのかなという、これはいいんですけども、あってもなくてもね。ただ、水道企業団のほうはもらっているようですから、だからこれは副市長か、市長なんだろうと思うんですけども、議員の中でうるさいのがいて、25億円もあって受取利息が一銭もないという話はちょっとまずいんじゃないかと、そういうのがいるからということで、銀行のほうにちょっと話ししてもらえたらと、お願い事なんです。気持ち、25億円という1%で2,500万円でしょう。0.1で250万円だよ。そうすると、0.05でも100万円くらいあるので、とにかく議員でうるさいのがいるからということで、銀行にちょっと話ししてもらいたいなと、お願いなんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 多分、水道事業、相当苦しい時期が長年続いておりましたので、そういう中で運用ができていなかったというのは現実にあると思います。

ここのところ急速に積み上がっていつている状況はございます。そういう中でこの先どうしていくかというのは、しっかりと公営企業会計ですので、協議しながら、できるものはしていくという形を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決につきましては、本会議においてご説明申し上げましたとおりでございます。ほかに補足して説明する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 質問ということではないんですが、12月の委員会でもちょっと話したと思うんですけども、今回、下水道特別会計が3月31日でなくなるわけですね。新た

に公営企業会計ということで出発するんでしょうけれども、それに伴って条例、今回11号と16号、何号議案だっけ。総務のほうで審議されていると思うんですけども、訂正していましたよね。そのほかに、例えば38号とか39号、条例の。これ、この委員会の担当じゃないのかもしれない、総務なのかもしれないんだけど、取りあえずちょっと関連があるので、38、39というのは多分変えるか廃止になるんだろうと思う。逆に新たな条例ができるのか。ちょっとその辺、ではお願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ただいまのご質問は、12月定例会の議案の……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 委員会のときの……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 条例の制定改正があったという部分でのお尋ねということでしょうか。今出ている改正ではなくてという意味ですね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 12月の委員会で質問したときに、この会計を変えることによって、例規集の中でかなり訂正する部分があるだろうというお話をさせてもらったと思うんですよね。その結果、今回この議会で22号、22、23だね、条例の訂正議案が出ていますよね。これ、総務のほうだと思うんだけど。これの施行はいつなのか。ちょっとおかしな。この2つだけじゃなくて、条例の38号、39号も変える必要があるんだろうと思うんですよ。その辺はどうですか、まず。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 委員の今お尋ねの件に関しましては、所管が例規ということで、私のほうからは明確な部分は申し上げられませんが、ご指摘のとおり一般の部局から企業職員に立場も変わりますので、その辺の例規の整合性を取っていくということで、それが4月1日ということで伺っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 改めて、訂正はいつでもできるわけですけども、この次というと6月の議会になるから、そうすると遡及して4月1日という話になると、例えば38号の条例を

廃止して特別会計条例等幾つかあるんですけども、これが3月31日で廃止して、例えば新たな公営企業会計を立てるという話になるとタイミングがね、総務のあれかもしれないけれども、その辺をタイミングを調整して、できれば一斉にね、時期がずれるとおかしな話、つじつまが合わなくなっちゃうから、予定はあるんだろうと思いますけれども、その辺はちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） まさしくご指摘のとおりでございます、その辺は日付的な遺漏のないよう事務を進めているところでございます。

今、具体的な案件が手元にはございませんが、その中の附則等で対応しているということでご了解いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 下水道事業、それから農業集落排水事業、企業会計に移行するに当たりまして、この条例改正のところで、附則の中で既に廃止することに決めております。これは4月1日ということで、改正は済んでいるということになります。ですから、6月議会に今回の企業会計が移行するに当たって持ち越すものはございません。全部3月いっぱい全部整理をして、4月1日からスタートできるようにするという形になっております。そのほかの規則等であれば、これは内部決裁で済みますので、条例が制定されれば全てそれに準じて直して、3月中に決裁を済ませて施行していくという形になります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 先ほどの佐久間委員の信用協会の保証料率についてご説明した

いと思います。

こちらは0.45%から1.90%までの9段階ございます。こちら先ほど申し上げましたように、その事業主の経営状況等を踏まえて料率が決定されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。率で言われると分からない。例えば、具体的に1,000万円で10年間借りたら保証料金って幾らになりますか。それと多分、保証料って前取りですよね、先払い。どのくらいになりそうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。ちょっと計算してみないと分かりませんので。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） ちょっとそこまで。すみません、また後日ということで。

○委員長（向後悦世） では、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算につきましては、本会議における説明以外にございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、本会議でご説明したところではございますが、農水産課所管事業のまた再度補足説明のほうを申し上げさせていただきます。

予算書の18ページをお開きください。

まず、歳出からご説明を申し上げます。

6 款 1 項 3 目農業振興費、説明欄 1 の園芸生産強化支援事業は、19負担金補助及び交付金が昨年の台風15号等の影響によりまして5,661万3,000円の減となりました。これは内容につきましては、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金は本事業の申込み件数が当初は41件ありましたが、16件と減りまして、8,661万3,000円の減、また担い手確保・経営強化支援事業補助金、これはT P P 関連の政策によりまして、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に対しまして、農業用施設等の導入を支援する国の補助事業がありまして、追加募集ということで1件の採択見込みが生じたため、3,000万円を新たに計上するものでございます。合計で5,661万3,000円の減となっております。

下の2の農業災害対策支援事業の22億8,532万2,000円は、昨年の台風15号及び19号により被災した農業者の方を国・県・市が連携し支援を行うものでございまして、被害が甚大であったことから、国や県から手厚い支援が実施されまして、当初の見込みを大きく上回る要望がありまして、また度重なる支援の拡充等によりまして、受付期間の延長によりまして、取りまとめに要する時間がかかなり長くなりまして、本議会において予算の追加をお願いすることになりました。

なお、令和元年10月の専決処分によりまして、補正予算にて事務費を含む3億8,679万8,000円のご承認をいただいておりますが、今回の補正予算額として22億8,532万2,000円をお願いするものになります。

3目農業振興費、19負担金補助及び交付金が、合わせまして22億2,870万9,000円の増となりまして、補正額の財源といたしましては、表の真ん中に県支出金で18億1,123万1,000円、これとあと一般財源の4億1,747万8,000円となっております。

なお、この農業災害支援事業につきましては、現在、補助金の交付決定に向け、県との事前審査が始まったところでありまして、最終的な決定は3月末頃になる見込みでございます。

また、本予算は全部令和2年度のほうに繰り越しをさせていただきまして、4月以降復旧等の工事が完了した被災農家の方々へ順次交付をしていく予定となっております。

以上で、議案第9号の農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算第5号の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明と重複する点があろうかと存じますが、ご了解をお願いしたいと思います。

では、補正予算書、恐れ入ります、21ページをお願いします。

まず、歳出になります。

上段の11款3項1目、説明欄1、道路橋梁災害復旧費1,100万円は、昨年の10月25日の豪雨によりまして、市道2-069号線、塙地先ののり面が崩落した被災箇所の復旧に係る道路災害復旧工事費でございます。

お手元にお配りしてあります資料になりますが、右上に議案第9号、建設課と記載された、表題には道路災害復旧工事資料と記載されておりますA3判の資料になります。こちらをご覧くださいと思います。

まず、施工位置は、先ほどもご説明しましたが、この図面では赤い丸印で囲んであるところでございます。こちら塙地先になります。

図面の左下の写真が被災した後の様子でございます。被災延長は15.8メートル、赤字で見づらいんですが、15.8メートルの延長がございます。のり面ははじめ側溝やガードレールが崩落している様子がうかがえると思います。

復旧工事の概要をご説明いたします。

国庫補助事業の道路災害復旧工事によりまして、施工する内容でございますが、資料の左上、標準断面図をご覧くださいと思います。

まず、高さが2.5メートルから3.5メートルほどございます。補強土壁工と言われますのり面を土留めをするため構造物を入れまして、のり面を復旧するものでございます。

主な工事の内容ですが、まず工事費につきましては653万1,000円でございます。先ほど説明した補強土壁工、こちら面積が44平方メートル、あと路面のアスファルトの復旧が27平方メートル、側溝の復旧、再設置、あるいは新規でございますが、こちら合わせまして14メートル、あとガードレール等の防護柵が9メートルございます。

なお、国の災害復旧工事に該当しない箇所の復旧といたしまして、道路災害復旧附帯工事費にて446万9,000円を計上しております。対象外の盛土及びのり面整形等を施工するものでございます。合わせまして、総事業費を1,100万円計上してございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

少し戻りまして、11ページをお願いしたいと思います。

11ページの中段になります。13款1項3目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費負担金429万2,000円は、国庫負担金で令和2年1月15日に当該この災害復旧の事業の災害査定が行われまして、採択を受けました災害復旧工事対象額643万5,000円に国からの負担金66.7%を乗じ

た額となっております。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、本会議における説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本会議における補足説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第27号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願ひします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(赤谷浩巳) それでは、農業委員会事務局より農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況についてご報告させていただきます。

恐れ入ります。お手元にお配りしております資料、農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況表(2月28日時点)をご覧くださいと思います。

農業委員会の委員の改選に当たりましては、農地利用最適化推進委員と併せ2月3日から

2月28日の期間に推薦募集を行いました。農業委員は定数17名のところ14名、農地利用最適化推進委員は定数20名のところ17名の応募となり、どちらも定数に満たなかったことから、3月13日まで募集期間を延長しているところでございます。

今後は、募集の終了後速やかに候補者評価委員会を開催して委員候補者の評価を行い、結果を市長へ報告し、6月第2回定例会で新委員のご承認をいただけるよう進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、農業委員会事務局からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。
遠藤委員。

○委員（遠藤保明） これ、農業委員、干潟地区だけないみたいだけれども、選出方法はどうなっているの。応募は、ただ自分で自己申告。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質問に対し答弁願います。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） 遠藤委員のほうから、干潟地区のほうの委員がないというご質問でございます。

干潟地区につきまして、現在2名の委員が選出されております。しかしながら、地区からの推薦の委員がまだ来ておりませんが、地区のほうで今協議中ということはお伺いしております。今後、地区から、区長からの推薦で募集が上がってくるというふうに聞いております。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに何かお尋ねしたいことはありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は、退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 34 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願の 1 件であります。

請願第 1 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊藤房代議員より説明をお願いいたします。

伊藤房代議員。

○紹介議員（伊藤房代） それでは、説明をさせていただきます。

アスベストは天然にできた鉱物で、燃えない、摩耗しにくい、引っ張りに強い、薬品に強い、混ざりやすいなどの特徴があり、品質の確保という点においても、経済性においても大変優れており、国も建築基準法においてアスベストの使用を推奨してきました。

ところが、このアスベストは体内に取り込まれると 20 年から 30 年という長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんといった病気になる発がん性物質であり、その知見は 1960 年代から知られており、国もアスベスト製造企業も、その事実を知っていました。しかし、国も企業も人の命よりも経済発展と社会の利益を優先し、有効な対策を取ることを怠り、長期間にわたり建設従事者を命の危険にさらして働かせ続けました。

私たちは人の命よりも経済発展と社会の利益を優先させてきた国と企業のその責任を問うために、首都圏の建設従事者とその遺族 542 人を原告として、国とアスベスト企業 46 社に対して裁判を行うことになったのです。

1 陣訴訟 2008 年、2 陣訴訟 2010 年、その後同様の建設アスベスト訴訟は、大阪、京都、九州、北海道と全国に広がりました。国は労働安全環境保全よりも、経済、産業の発展を優先させ続け、アスベスト規制を遅らせてきました。アスベストの危険性は明らかなのに、建物の耐火のためとして、アスベスト建材の使用を法令で義務づけ、建材企業との共同開発や需要拡大支援を行うなど、アスベスト建材を普及させ、被害を拡大させました。

アスベスト建材企業は昔から危険性を認識し、いち早く代替品の開発に着手していたにも

かかわらず、自らの利益を第一に優先させ、原料として安価なアスベスト含有建材の販売を続けてきました。同時に業界ぐるみでアスベストの含有性を否定するキャンペーンを繰り返し、危険性を知らせず、被害を拡大させました。

そこで、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨として、アスベスト石綿を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

さらに1975年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大です。特に建設業は重層下請構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給ありません。

国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。

2017年10月27日、2018年3月14日の東京高裁、同年8月31日、9月20日大阪高裁、2019年11月11日の福岡高裁と続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合11度目となります。しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数います。

アスベスト被害者を真に救うためには、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず補償と救済が受けられる制度の創設が急務であると考えます。

よって、貴議会に下記の事項について、国に働きかける意見書の提出を請願します。

1、建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。

2、建設従事者のアスベスト被害者が裁判によらず救済と補償が受けられる制度、建設石綿被害者補償基金を創設すること。

以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

伊藤房代議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、本請願について参考意見を申し上げさせていただきます。

本請願につきましては、ただいまご紹介がありましたとおり、アスベスト被害に関する補償等において法の抜本的な改正、また裁判によらず救済と補償が受けられるよう基金の創設などを国に対して求めるものと理解しております。

アスベスト被害につきましては、国において先ほどもご説明ありましたが、労災保険制度における給付、また平成18年に制定されたアスベストによる健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度による給付のほか、そのほかに訴訟等で対応されているものと思われます。

このアスベストに関する訴訟については、現在も全国の裁判所において係争中の案件も多いといった状況であると伺っております。

いずれにいたしましても、本件については国において対応がなされているものと認識しているものでございます。

市としては、以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

ただいま担当課からの参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ここに国の責任に関しては都合11度目ともなりますと書いてあるんですけども、これ具体的にどういう意味ですかね。判決が出ない、11回ということですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員の質問に対し答弁を求めます。

伊藤房代議員。

○紹介議員（伊藤房代） 11回ということで。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） ほかにお聞きしたいことはありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、ここで執行部は退室してください。
大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 45 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第 1 号についてご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これ宛先はどちらへ出すんですか。国ということは。内閣総理大臣。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 1 号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） では次に、討論を省略して採決いたします。

請願第 1 号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第 1 号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後悦世) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書の提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思います。事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(向後悦世) 請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。事務局長。

○議会事務局長(高安一範) それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。お手元に配付してございます建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書(案)をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによる健康被害は、建設業に従事する労働者をはじめ多くの国民に広がっている。建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、建設従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。

被害者の多くは建設従事者である。これはアスベストが建設資材に使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに原因がある。特に建設業は重層下請構造であることや従事者が多くの現場で従事することから、労災認定にも困難が伴っており、また多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もないのが実情である。国は石綿被害者救済法を成立させたが十分なものではなく、同法の抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしている。

平成29年10月27日、平成30年3月14日の東京高裁、同年8月31日、9月20日の大阪高裁、令和元年11月11日の福岡高裁と続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合11度目となる。しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数いる。

よって、国においては建設アスベスト被害者と遺族が裁判によらず救済と補償が受けられる制度の建設石綿被害者補償基金の創設とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第1号の建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（向後悦世） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和2年3月12日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第10号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第16号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 工事請負契約の変更について
(旭市立海上保育所園舎改築工事（建築）)
- 議案第26号 指定管理者の指定について
(旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園)

出席委員（6名）

委員長	米 本 弥一郎	副委員長	片 桐 文 夫
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	宮 内 保	委員	林 晴 道

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（２４名）

教 育 長 諸 持 耕太郎
環 境 課 長 木 内 正 樹
健康管理課長 遠 藤 茂 樹
子 育 て 支 援 石 橋 方 一
課 長
庶 務 課 長 栗 田 茂
生涯学習課長 八 木 幹 夫
そ の 他 担 当 員 １２名
職

税 務 課 長 石 毛 春 夫
保険年金課長 在 田 浩 治
社会福祉課長 仲 條 義 治
高 齢 者 福 祉 浪 川 恭 房
課 長
学校教育課長 加 瀬 政 吉
体育振興課長 花 澤 義 広

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 安 一 範
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 池 田 勝 紀

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

皆様におかれましては、コロナウイルス感染防止のため、また春先の天候、気温が大変不安定でございます。健康に十分ご留意いただいて、ますますご活躍いただきますようお願いいたします。

また、私、本日、委員長は初めてでございますので、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託しました12議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援を頂き誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で12議案でございます。

その内訳は、まず予算関係で7議案、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案

第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、また条例関係3議案、議案第16号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、また契約関係で1議案、議案第24号、工事請負契約の変更について、また指定管理者関係で1議案、議案第26号、指定管理者の指定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（米本弥一郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、工事請負契約の変更について、議案第26号、指定管理者の指定についての12議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○健康管理課長（遠藤茂樹） ありがとうございます。

予算書の140ページのほうをお願いいたします。

歳出になります。

4款1項2目、説明欄4のがん検診事業1億412万6,000円は、各種がん検診等に係る費用でございます。胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診は各保健センター等において集団検診にて実施いたします。また、将来の胃がん発症リスクの軽減を図るため、胃がん検診と併せてピロリ菌検査を実施いたします。ピロリ菌検査の対象者は、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方で、検査は胃がん検診受診の際に便による検査にて行います。

大腸がん、前立腺がん検診は、市の医療機関で検査していただく個別検診と保健センター等において国保の特定健診の日程と併せて行う集団検診の2つの方法で実施いたします。

以上で、議案第1号、健康管理課の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○社会福祉課長（仲條義治） ありがとうございます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明いたしました主要事業以外の主な事業について説明いたします。

予算書の101ページ、中段をご覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄9、地域生活支援事業9,576万2,000円のうち、申し訳ありません。102ページをお願いします。12委託料、一番上の上段でございますけれども、移動支援事業委託料の1,374万9,000円については、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出を支援するもので、実利用者62人を見込んでおります。

同じく委託料で、下から5段目、相談支援事業委託料の1,020万1,000円については、障害者等の方へ必要な情報の提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を

行います。

続きまして、その下の地域活動支援センター機能強化事業委託料の1,341万8,000円については、障害者の方が通所で創作的活動、または生産活動の提供など社会との交流促進等を図っていくものでございます。

続いて、下から3段目、日中一時支援事業委託料の2,253万3,000円については、障害者の方の日中活動の場を確保し、障害者の方の家族の就労支援及び障害者の方を日常的に介護している家族の一時的休息を支援するもので、実利用者53人を見込んでおります。

次に、同じく19の扶助費2,088万2,000円のうち、日常生活用具給付費等扶助費の1,946万6,000円については、在宅の重度障害者の方に対し日常生活支援用具の給付、または貸与を行うもので、受給者171人を見込んでおります。

予算書の24ページをお願いします。

これらの事業に伴う歳入でございますが、14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄2、地域生活支援事業費等補助金は3,917万6,000円で、国の補助率は2分の1となります。

続いて、予算書の27ページをお願いします。

15款2項2目1節社会福祉費県費補助金、説明欄4、地域生活支援事業費等補助金は1,958万8,000円で県の補助率は4分の1でございます。

続きまして、予算書の128ページをお願いいたします。

3款4項2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費6億9,499万6,000円は、令和2年度の年間保護世帯数を360世帯、保護人数を420人と見込み計上したものでございます。

予算書の23ページをお願いいたします。

この事業に伴う歳入ですが、中段にあります14款1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金5億2,124万7,000円は、生活保護扶助費の国庫負担分で、負担率は4分の3でございます。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わりにいたします。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明をさせていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○子育て支援課長（石橋方一） じゃ、失礼します。

歳入から説明いたします。

予算書の19ページをお願いします。

12款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄2、保育所運営費負担金6,017万8,000円及び20ページをお願いします。13款1項2目2節児童福祉使用料、説明欄1、公立保育所施設保育料6,636万3,000円ですが、前年度比で合わせて約1億100万円の減額となっておりますが、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の収入減によるものです。

すみません、19ページをお願いします。

12款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄4、保育所給食費負担金2,289万6,000円は、昨年の10月から幼児教育・保育の無償化に伴い原則として給食費が保護者負担となり、各施設で徴収となりました。そのことから公設公営保育所の副食費分1人当たり月額4,500円で徴収対象者を毎月424名見込んだものです。

続きまして、歳出の説明をいたします。

予算書の111ページをお願いします。

3款3項1目児童福祉総務費の10億9,261万円は、前年度比1,298万1,000円で1.2%の減となっております。

主な増減内訳は、112ページをお願いします。説明欄4、子ども医療費助成事業2億5,179万8,000円のうち、子ども医療扶助費が約4,000万円の増額となっております。これは前年度に引き続き中学生以下、特にゼロ歳児の入院に係る医療費及び高校生の医療費の増額が見込まれるものです。また、114ページをお願いします。説明欄9、認定こども園施設型給付事業3億6,035万8,000円ですが、従来、無償化制度の前に公定価格から保育料を控除して施設型給付費として給付しておりましたが、無償化に伴い控除する保育料がなくなったことから、その分を給付費として補うため約2,500万円の増額になるものです。

続きまして、119ページをお願いします。

3款3項2目母子父子福祉費の2億8,218万7,000円は、前年度比5,765万8,000円で17%の減となっております。

主な理由として、説明欄2、児童扶養手当給付事業において、平成30年の児童扶養手当法の一部改正に伴い、従来の年3回支給を令和元年11月分から年6回支給に変更されました。そのことにより前年度は特例措置として支払い月数が15か月分でしたが、今年度につきましては、通常の12か月分になることから約5,620万円の減額となります。

続きまして、120ページをお願いします。

3款3項3目児童措置費の9億4,884万1,000円は、前年度比2,513万4,000円で2.6%の減

となっています。こちらは説明欄 1、児童手当給付事業において、延べ受給対象者が前年度より約2,000人の減、延べ人数 8 万 6,501人が見込まれるためでございます。

続きまして、121ページをお願いします。

3 款 3 項 4 目児童福祉施設費の750万8,000円は、前年度比 3 億1,518万4,000円で97.7%の減となっています。こちらは説明欄 2、海上保育所改築事業において、令和 2 年度へ繰越明許を予定しておりますが、その後、改築事業終了後に園庭内の植栽工事、芝張り工事及び遊具設置等の事業費として489万5,000円を計上しております。

なお、本日、添付図面として海上保育所の改築事業の平面図を添付してございます。こちらは令和 2 年度事業の園庭整備の後の平面図となります。

続きまして、122ページをお願いします。

3 款 3 項 6 目保育所費の18億7,216万8,000円ですが、前年度比4,412万円で2.4%の増となっております。

主な理由といたしまして、124ページをお願いします。説明欄 3、公立保育所運営費 4 億 4,217万2,000円のうち、会計年度任用保育士の人件費が 2 億918万円で、前年度比286万円の増額となっております。及び12節正規調理員の退職に伴う調理業務委託料が7,510万8,000円で、前年度比約2,580万円の増額となっております。

以上で、議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 1 号のうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） ありがとうございます。それでは座らせていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金 1 項 1 目 1 節老人福祉費負担金の説明欄 1、老人施設入所者負担金の543万6,000円は、養護老人ホームへ措置入所された方が収入に応じて納めていただく費用負担分です。

続きまして、22ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金で、次の23ページをお願いいたします。2 節老人福祉費国庫負担金、説明欄 1 の低所得者保険料軽減負担金3,140万7,000円は、介護保険

料の所得段階のうち第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対しまして、2分の1が補助されるものです。

続きまして、26ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目2節老人福祉費県負担金、説明欄2の低所得者保険料軽減負担金1,570万3,000円は、国庫支出金と同様に保険料軽減分に対しまして、4分の1が補助されるものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

2項2目2節老人福祉費県補助金、説明欄3の介護施設等整備事業交付金1億6,284万4,000円は、第7期介護保険事業計画に基づき整備される地域密着型サービス拠点等整備費補助金に対しまして、全額が交付されるものでございます。

35ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、続いて36ページをお願いいたします。5目1節雑入の説明欄23、介護予防サービス計画費収入の606万3,000円は、要支援1、2及び事業対象者のケアプラン作成料で1,361件を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

105ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費、次の106ページをお願いいたします。説明欄3、老人保護扶助費の6,047万6,000円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、29人分を見込みました。

続きまして、108ページをお願いいたします。

同項3目生活支援費の説明欄1、地域包括支援センター運営事業の12節委託料、介護予防給付ケアプラン作成委託料の517万円は、要支援1、2及び事業対象者のケアプラン作成委託料で、年々件数が増加するケアプランの作成について、居宅介護支援事業所へ一部委託するものでございます。

109ページをお願いいたします。

説明欄3の緊急通報体制等整備事業、12節委託料、緊急通報システム事業委託料の820万9,000円は、独り暮らし高齢者等の日常生活における緊急等の連絡に活用するため、緊急通報装置を設置するもので、設置台数を277台と見込みました。

説明欄4の家族介護支援事業286万4,000円は、要介護4または5と認定され、ねたきりで日常生活全般において介護を必要とする方と同居し、介護している家族に支給するもので、

対象者を27人と見込みました。

続きまして、110ページをお願いいたします。

説明欄7の地域密着型サービス拠点等整備事業1億6,284万4,000円は、第7期介護保険事業計画に基づき整備される地域密着型サービス拠点等の整備に対する補助金でございます。

同項4目介護保険費の説明欄3、介護保険事業特別会計繰出金7億8,709万8,000円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分として介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、庶務課所管の事業のうち、全員協議会でご説明いたしました主要事業以外の事業について、何点か補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○庶務課長（栗田 茂） ありがとうございます。

予算書の235ページをお開きください。

歳出になります。

10款2項1目学校管理費、説明欄1の小学校施設管理費1億6,992万1,000円は、小学校15校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

続きまして、予算書の238ページをお開きください。

説明欄3の小学校施設改修事業7,552万4,000円は、小学校15校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費と改修工事の経費であります。

14節工事請負費5,694万7,000円のうち、大きなものとしましては、嚶鳴小学校の排水設備改修工事、富浦小学校及び三川小学校の防災設備改修工事であります。

続きまして、予算書の241ページをお開きください。

10款3項1目学校管理費、説明欄1の中学校施設管理費8,705万2,000円は、中学校5校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

続きまして、予算書の244ページをお開きください。

説明欄3の中学校施設改修事業2,265万4,000円は、中学校5校に係る老朽化及び危険箇所の維持補修費や改修工事の経費であります。

14節工事請負費1,666万6,000円のうち、大きなものとしましては、干潟中学校の特別教室

棟の外壁改修工事と、同じく干潟中学校の防球ネット増設工事であります。また、その他として床の補修工事を3件、設備更新等の工事を5件予定しております。

以上で、議案第1号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、学校教育課から主要事業のほか前年度より増となった主なものについて、補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○学校教育課長（加瀬政吉） ありがとうございます。

予算書の238ページをお開きください。

歳出になります。

10款2項2目説明欄1の小学校教育振興費1,595万1,000円は、対前年度574万1,000円の増です。増額の主なものは、10節需用費、印刷製本費519万9,000円のうち、社会科副読本の作成費用460万3,500円です。社会科副読本は小学校第3学年及び第4学年の社会科で使用するもので、5年ごとに作成しており、向こう5年間必要と見込まれる3,100冊の印刷製本に要する費用を計上しております。

続きまして、予算書の239ページをお願いします。

10款2項2目、説明欄2の小学校教材備品等購入事業4,392万6,000円は、対前年度2,783万8,000円の増です。増額の主なものは、17節備品購入費、教育用備品費3,792万6,000円のうち、教師が使用する教科書等の購入費2,833万5,200円です。これは令和2年度から小学校で新学習指導要領が実施されることに併せて教師が授業で使用する教科書等を購入するもので、国語や算数など10教科の教師用教科書1,466冊、教師用指導書1,326冊及び教材・教具の購入費用を計上しております。

続きまして、予算書の240ページをお開きください。

10款2項2目、説明欄6の小学校教諭補助員配置事業3,421万7,000円は、対前年度616万円の増です。これは教諭補助員1名の増員及び会計年度任用職員制度への移行により、必要な報酬、共済費、旅費等を見込んだ計上によるものです。本事業は小学校の担任教諭をサポートし、国語や算数などの基礎学力の向上や外国語教育の充実を図るとともに、特別な支援が必要な児童へのきめ細かな指導、支援を行うもので、令和2年度は1名増員して23名を配置し、一層の充実を図ってまいります。

以上で、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、体育振興課所管の事業で、新しく新規に計上しました事業について、補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○体育振興課長（花澤義広） ありがとうございます。

予算書280ページをお願いいたします。

歳出になります。

10款5項1目、説明欄4のホストタウン交流事業になります。事業費は48万5,000円で、東京オリンピックを実施したホストタウン相手国と市民の異文化交流を図るための事業となっております。事前キャンプの相手国とはキャンプ中も市民との交流は計画していますが、さらにオリンピック終了後も市民との交流を継続するもので、スポーツ交流、文化交流をつなげていくものでございます。

相手国としましては、ドイツ連邦共和国とザンビア共和国になります。

以上で、議案第1号、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 議案第1号に対する環境課所管の補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第1号に対します保険年金課の補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目が109ページ、予算書になります。説明欄3の緊急通報体制等整備事業833万5,000円のうち12節の委託料、緊急通報システム事業委託料の820万9,000円ですが、先ほど説明で277台とございましたが、地区別のもし台数が分かれば教えていただきたいと思います。

次に、117ページになります。予算書の117ページ、説明欄17の放課後児童クラブ運営事業
1億3,559万5,000円でございますが、各小学校の利用状況、22クラブの各児童クラブの利用
状況を教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、予算書109ページの説明欄3、緊急通報体制等整
備事業のうちの12節委託料の緊急通報システム事業の中の設置の台数、地域別にと
いうことでございます。

令和2年度見積りました277台につきましては、地域別に特には分けておりませんので、
実績といたしまして、直近の2月現在の地域別の設置台数を申し上げます。

まず、合計で241台。内訳といたしまして、旭地域147台、海上地域30台、飯岡地域44台、
干潟地域20台。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 放課後児童クラブの利用状況でございますが、クラブ別に申し
上げます。

まず、中央児童クラブですが、中央については第1から第4までございます。令和元年11
月1日現在の数字でいいますと、第1が47、第2が56、第3が43、第4が17でございます。

続きまして、琴田児童クラブ34です。

続いて、干潟児童クラブ。干潟は第1、第2がでございます。第1が42、第2が32です。

続いて、富浦児童クラブ。富浦は同じく第1、第2がでございます。第1が34、第2が36。

続いて、矢指児童クラブ47。

続いて、共和児童クラブ49。

続いて、豊畑児童クラブ40。

続いて、鶴巻児童クラブ30。

続いて、滝郷児童クラブ12。

続いて、嚶鳴児童クラブ。第1、第2がでございます。第1、56、第2、23。

続いて、三川児童クラブ。三川も第1、第2がでございます。第1、23、第2、12。

続いて、飯岡児童クラブ24。

続いて、中和児童クラブ23。

続いて、萬歳児童クラブ19

最後に、古城児童クラブ39。

総計738でございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 緊急通報装置は分かりましたので、次に放課後児童クラブの各児童クラブの状況でございますが、その中で例えば4年生から6年生までは何名ぐらい各小学校、例えば受入れを今できているのでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 4年生から6年生の数字でしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） 今、手元の資料に個別の数字はございませんので、また後ほどのご回答でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） ではまず、委員長、確認しますけれども、説明員は座っているので、座ったままでよろしいのでしょうか。

それから、質問が多岐にわたるんで、説明いただいた順番と崩してしまう可能性があるんですけども、その答弁はどういう順番なのでしょうか。

それから、補足にないやつを途中で入れた場合には、どのような取扱いになるのでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） 林委員に申し上げます。

多岐にわたって長くなるようであれば、着座での質問を許可いたします。

また、できるだけ質問の順序については、補足説明のあった順番にできるだけ沿っていただければと思います。

それから、補足説明以外の質問も、これも許可いたします。

以上です。

○委員（林 晴道） それでは、幾つか質問します。

まず、すみませんが、予算書の順番でやらさせていただきますので、失礼します。

106ページの説明欄3、老人保護扶助費6,000万円ですよね。これ、経済的な理由で老人ホームに行きづらい方、29名分ということであつたんですが、金額が大きいので、具体的なその内容、どのような形でそのことを、事業を行っているのか教えてください。

それから、121ページ、海上保育所改築事業でありますけれども、園庭の整備ということでありました。芝、それから遊具ということですが、それぞれの細かな金額の内訳、それを教えていただきたいと思います。

次に、140ページですね。説明欄の4、がん検診事業ですか。これ、対象者はどういう方で、それに対する対象者数、それから事業を受けられた方の率などが分かれば教えてください。

次に、238ページ、説明欄の3、14、校舎等改修工事の中で、これ主に大きいのが嚶鳴小学校の排水工事ということでありましたが、工事を実施するその理由、それから内容を伺いたい、そのように思います。

同じく開いた下ですね。239ページ、説明欄2、備品の中で教育用備品という話でありました。これ、教員の教科書購入ということですが、財源内訳と、先ほど聞き漏らしたかも分かりません。何人の方に支給されているのかを伺いたい。

それから、280ページのホストタウン交流事業なんですよ。これ、僕、質疑を入れたりとかいろいろ聞いているんですけども、何だか周りの人とか、同僚議員から、お前、ドイツ来るのかよと。来ないのに何だという話を聞くんですが、ドイツのチームに対する交流の内容、それから来る来ないに関して、ちょっと不安、不信がありますので、細かくいつぐらいに、どのぐらいの人数の方が来て、どういうことをされるのか、もう一度説明いただけたらと思います。

あとまた、質疑の続きになりますけれども、図書購入備品で伺いました。その中で4,000冊ぐらい新たに購入して、3,500冊ぐらいを除籍しているというようなことを聞いたんですが、除籍の中で二度と手に入らないものを除いて除籍、処分するということなんです。二度と入らないもの、書籍というのはどのようなもので、本市にはどのぐらいの数があるのかを伺いたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、予算書106ページ、老人福祉総務費のうちの説明欄3の老人保護扶助費についてご説明いたします。

まず、歳入のほうでございますが、養護老人ホーム入所者負担金としまして、負担金がかかる方が19名で543万6,000円ということで、老人施設入所者負担金としまして543万6,000円を見込んでおります。

それと、歳出につきましては、入所者が29人、年間で延べ342月で、かかる扶助費としまして6,047万6,000円ということになります。

扶助費の内訳としましては、その中で実際に生活する中で事務費、また生活する中の生活費、そういうものがかかるということで、トータルしまして6,047万5,000円というような歳出になります。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、海上保育所改築工事事業の園庭整備の内容について回答いたします。

まず、工事費といたしまして、植栽工事、こちら樹木を9本見込んでおります。あと芝張り工事といたしまして、約450平米を見込んでおります。あと遊具の中で砂場を作るんですけども、その砂場の日よけの設置工事を見込んでおります。合計、工事費といたしまして、194万円を計上いたしました。

あと備品購入費という形で、遊具、こちらはブランコを1基、滑り台を1基、鉄棒を1基、あと砂場1か所、あと倉庫、物置といたしまして約20平米程度の物置を1棟、こちらを締めまして288万2,000円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、がん検診に対しまして、対象者、あと実施数、あと実施率ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和元年度の実績で申し上げます。

まず、子宮頸がんですけれども、こちらは20歳以上の女性ということになります。対象者数は1万3,985名、実施数が3,400人、実施率としましては24.3%となります。

続きまして、乳がんですが、乳がんは2種類に分かれていまして、乳がん、超音波のほう

ですね。こちらは30歳から39歳の女性ということで、対象者は3,400名、実施者は1,289名、37.9%となっております。あともう一つの乳がんの検査としまして、マンモグラフィというのがございます。40歳以上の女性を対象としております。こちらの対象者数は2万1,651名、実施者数は6,850名、受診率は31.6%。

あと次、胃がんです。胃がん検診は40歳以上となります。対象者数は4万1,340名、実施者数は4,984名、12.1%となります。

続きまして、肺がんです。こちら40歳以上となります。対象者数は4万1,340名、実施者数は8,676名、21%となります。

続きまして、大腸がん、こちら40歳以上となります。対象者数は同じく4万1,340名、実施者数は6,203名、15%となります。

続きまして、前立腺がん検診ですが、これは50歳以上の男性となります。対象者数は1万5,186名、実施者数は2,315名、15.2%となります。

合計も必要……

(発言する人あり)

○健康管理課長（遠藤茂樹） いいですか。

あと今年から始めました、これはがん検診ではないんですが、ピロリ菌検査の実績としまして、対象者数が6,540名、実施者数が648名、9.9%となっております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） ご質問の嚶鳴小学校の排水設備改修工事について回答いたします。

こちらにつきましては、流れの悪くなりました校舎から浄化槽までの配管と、そのまの改修工事でございます。

それとすみません、質問ではないんですけれども、私のほうで説明文の訂正をさせていただきます。

今の14節の工事請負費の部分の説明の中で、富浦小学校及び三川小学校の防災設備改修工事というふうに、私は説明してしまいました。正しくは、防火設備改修工事でございます。すみません。よろしくお願いします。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） ご質問の教育用備品費でございますが、財源内訳については一般財源でございます。

また、内容といたしましては、先ほどもご説明申し上げましたが、主に小学校教員に対する新しくなった教科書、それから指導書と呼ばれるものがございまして、これは教材の狙いだとか、授業プラン、それから評価等々が入った、やや詳しい教師用の説明が入っているというふうにご理解いただければと思うんですが、その指導書です。併せて、教科書が変わるものですから、教科書に準じた教材、主に掛け図というのがあるんですが、正面にあります国旗一式ぐらいの大きさの、やや小さいんですが、そこに教科書の内容が大きく書かれていて授業のときに使う、そういう掛け図のようなものを購入しているということでございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 図書のご質問で、最後の質問でございましたが、ページの順番で先に回答させていただきます。

ページのほうは261ページになります。

質問で二度と手に入らないものということで、これにつきましては、もう既に発行されなくなってしまったもので、古くなったままでも、そういった情報でも利用価値があるものが該当するかなと思います。

その数につきましては、特に集計は取っておりませんで、数字のほうはお持ちはしておりません。ただ、この分類の中で一つ郷土資料というのがございます。こういったものは郷土独特のものですから、初版だけであったり、そういったものが考えられると思います。そうしますと、市内の郷土資料、こちらについては数字がございまして2,709冊、これが30年度末の数字になっております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、280ページのホストタウン交流事業で、ドイツの事前キャンプ、それと交流の内容はというご質問ですけれども、まず事前キャンプの状況ですけれども、ドイツ側のほうから、まず出場選手が決定してから内容を決めるという回答を頂いております。

出場選手ですけれども、まだ決定しておりません。直前になるのかなというふうな話を聞いています。出場する選手、監督、コーチ等で、だいたい7名程度なのかなと思っております。

考えられる交流事業ですけれども、事前キャンプでは小中学生を対象にした卓球での交流、

それとあと学校訪問をしていただいて、子どもたちの交流、そういうのが考えられるのかなというふうに思っています。

あとはオリンピック終了後の交流につきましては、今後……

(発言する人あり)

○体育振興課長(花澤義広) ですから、来るかどうかといいますと、選手が決定後、ドイツ側で決めると。選手に確認して……

(発言する人あり)

○体育振興課長(花澤義広) そういう話になるかも分かりません。

以上です。

○委員長(米本弥一郎) 林委員。

○委員(林 晴道) それでは、何点か再度聞きたいんですが、140ページのがん検診。

これ、胃がんで先ほどのピロリ菌の検査をして、それが胃がんの原因になるということで、そのピロリ菌を便から検査するということなんですが、ピロリ菌というものはどのようなもので、それで出たものに対しての補助事業なんていうのが、この中に含まれているのかどうか。

それから、菌ということなんで、また再発なんかがあるんじゃないのかなという危惧を持つんですが、その点に関して、再発の率とか、何か手持ちの資料があるようでしたら教えてもらいたいなと、そのように思います。

次に、121ページの海上保育所の園庭であります。ここ、この後、議案で出ていますけれども、追加工事が出たり、なかなか質疑でも質問があったような事業ではあるんですが、これ先ほど言った内容、芝とか、遊具とか、その見込単価のほうまでちょっと聞きたいなと、そのように思います。

それから、図書ですね。二度と手に入らない図書というのがあって、その数は分からない。郷土史は2,709という数字が出ていましたけれども、二度と入らないものであれば、数はしっかりと把握したほうがいいんじゃないかなと思うのと、そういう貴重な資料であれば、これ図書購入というよりも、保管のための修復等、そういうようなことが必要なんじゃないかなと思うんですが、そのようなことはどのように今管理をされているのか。修繕、修復に関してはどのようになっているのかを聞きたいなと思います。

あとまた、最後のオリンピックですか、驚きましたね。選手が来たくなければ来ないという、そういうような状況であるというのがはっきり分かりました。だから来るものだと思う

て皆さん対応しなきゃならん予算審議、予算を見なきゃならんと思ったけれども、来るかどうかはその選手次第なんだよということをもう一度はつきり教えてもらいたい、そのように思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、ご質問ですけれども、ピロリ菌とはどのようなものなのか、あと補助事業ですか、それについてなった場合に補助事業があるのか、あと再発はしないのかということについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、ピロリ菌というのは、胃の中に住みついて胃炎を起こす細菌ということで、現在ではほとんど存在しないとは言われているんですが、昔、上水道が整備されていないときには、そういう水であつたりそういう中であつて、昔の方はほとんど感染しているリスクが高いというようなものだと聞いております。

もしそれがなった場合に、今度、胃カメラ等の検査をするような形になるんですが、そういうのに助成があるかということですが、それにつきましては助成のほうは現在ございません。

あと再発するかということなんですが、基本的には今の自然界になかなかいないだろうということなので、再発リスクとしては低いのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、各工事及び備品の見込単価ということでございます。

まず、工事のほうの植栽工事につきましては、全部税込みで言います。49万5,000円です。芝張り工につきましては98万8,900円です。砂場の日よけ設置工事、こちら鉄パイプで6メートルの4メートルで設置工事を行います。そちらにつきましては、55万7,700円。

続きまして、備品購入としてブランコ、そちらは67万6,170円です。滑り台50万3,800円です。鉄棒19万1,400円です。砂場、こちら砂は別として砂場の機能、枠の部分、そちらにつきましては30万3,000円です。あと物置については、121万円でございます。ちなみに、砂場の砂につきましては、6立米、6立方メートルで7万2,600円を見込んでいます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、ご質問2つのうち、まず1点目の数の把握ということで、確かに今のこちらの管理としましては、種類ごとに集計しているだけでございまして、貴重な図書の把握については今までやっておりませんでした。こちらについては、今後数の精査ということで、ちょっと考えてまいりたいと思います。

それともう1点、修復の関係ですが、どうしても貸出しでございますので、傷がついたり、破れたり、破損したり、いろんな状態で返ってきます。今の現状としましては、職員がのりづけとか、そういった多少修復して、また再度貸出しができるものは貸出しをしております。

ただ、この貴重な図書が傷ついた場合には、今専門業者とか、そういった形では修復はしておりませんで、保存だけになってしまっているところがございます。こちらについては、今後そういった図書をどうするかというのは考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 先ほどのドイツの事前キャンプの件なんですけれども、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、選手が決定してからドイツ側で意見を聞いて判断するというのを回答いただいておりますので、決定した後、回答を頂けるとっております。

ただ、今は準備は進めていきたいなと思っております。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 最後に、もう2点ほど聞きたいんですが、まずピロリ菌、申し訳ない。再発がないんじゃないかということで、事例を出しますと、僕も井戸水で育ったんですよ。除去したほうがいいのかなと、40歳を超えて考えますが、週に1回ぐらい近所のお父さん、お母さんに呼ばれて食事等ごちそうになります。その家も上水道じゃないんですよ。その場合、再発する確率があるんじゃないかなと思うのと、僕も独身なんで、例えば濃厚接触をした場合に移るんだよというような話を聞きますので、その点もし分かるようであれば教えてもらいたい。その話だけじゃ駄目なんでね、実施者数が少ないように感じているんで、周知の徹底を図ったほうがいいと思いますけれども、この事業に対する周知の方法、その辺をちょっと聞ければなと思うのと……。

じゃ、以上です。

○委員長（米本弥一郎） 議案の審査は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時18分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

林委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、林晴道委員のご質問にお答えいたします。

先ほど私、再発はほとんどしないと言いました。それは通常の自然界にはほとんど存在しないということで、再発のリスクは低いということなのですが、唯一、菌を持っているのは人間でございます。人から人へは移る可能性はあります。

先ほど濃厚接触と言われましたけれども、よく、おじいちゃん、おばあちゃんが煎餅とかをかねて砕いてあげて、孫に食べさせてやると。そういうふうなことをした場合には、うつる可能性は大なのかなというふうに思います。晴道委員、どういう濃厚接触のことを考えているかわかりませんが、通常の接触ではうつらないとは思っております。

あと周知のことなんですけれども、周知につきましては、まず対象者に対して個人通知、またホームページ、広報、ポスター、チラシ等でお知らせしているところですが、過去に一度やったことがある人は対象外となりますので、そのため若干やれる人が少ないのかなというふうな気がします。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、座ったままで。

素朴な質問をしますが、102ページの障害者福祉費の中の相談支援事業委託料1,020万1,000円の具体的な相談内容、こういった形でやるのかお聞かせいただければと思います。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 相談支援事業委託料の具体的にどのようなことでありますけれども、障害の療育、お子さんとか、そういったお子さんの、大人の方もいますけれども、虐待とか、権利とか、いろいろな相談事がありまして、そういった相談事を解決するた

め援助を行うために相談支援事業と、そちらのほうに。

具体的には、元年度は社会福祉法人ロザリオの聖母会のほうへお願いしているんですけども、30年度でだいたい627件ほどの相談をしているという、その権利擁護と虐待の防止ということが主であります。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません。今その627件あったということなんですけれども、それはロザリオに行った件数というか、ロザリオに相談に来た件数が627件で、それ以外にもまだあるのかな。それとも、そういった障害者のお宅に行って、そういった話をするのかな。どういったあれなのか、もうちょっと詳しく。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） ロザリオ発達センターとか、あと事務所がありますので、そこにこの相談業務を委託していますので、そこで障害をお持ちの方がいろいろなことを相談するという形であります。必要に応じてご家庭を訪問することなどもあるとは思いますが、基本的には事務所で相談に乗っているという形でございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第1号の……

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 先ほどの伊藤委員に対する回答をここでしてもよろしいでしょうか。

児童クラブを利用している4年生から6年生の人数はということでございました。

これ、児童クラブ別でなくて、全体でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） 中央でいいますと、中央第4に4年生が12、6年生が5です。

琴田、4年生が2。干潟第2、4年生が8、6年生が2。富浦第2、4年生が10、5年生が8、6年生が1。矢指、4年生が1、5年生が6、6年生が1。共和、4年生が9。豊畑、4年生が2。鶴巻、4年生が4、5年生が3、6年生が1。滝郷、4年生が3。嚶鳴、第2、

4年生が6、5年生が2。三川第2、4年生が1。中和、6年生が1。萬歳、4年生が1、5年生が1、6年生が1。古城、4年生が5、5年生が3。いずれも、令和2年1月末の数字となっております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） そうすると、例えば枠がいっぱいで、4年生から6年生が入れていないというケースはあるのでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 枠ももちろんそうなのですが、定員に余裕があること、あるいは特別に支援を要する児童、特別に事情があるという、そういう児童については4年から6年生でも受け入れているところでございます。

○委員長（米本弥一郎） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。どうもありがとうございました。

○委員長（米本弥一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 先ほど片桐委員へ、私、627件と言ってしまったんですけれども、訂正をお願いします。実人数で平成30年度は617人で、延べ件数8,759件の相談件数を受けております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第3号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明申し上げたとおりでございます。これに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第4号につきましても、全員協議会及び本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、環境課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○環境課長（木内正樹） ありがとうございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

補正予算書の18ページをお開きください。

4款2項1目、説明欄1の災害廃棄物処理事業1,953万4,000円ですが、本来被災した家屋の解体は私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うべきであります。昨年9月に発生した台風15号、19号による被害が甚大であるため、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的に、国の特別措置として市が災害廃棄物として解体・撤去に係る工事をするものです。この事業の対象となる家屋は、罹災証明の被害状況が全壊、または半壊の認定を受けたものになります。

なお、対象家屋の件数ですが、全壊で1件、半壊で4件を予定しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

11ページのほうに戻っていただきたいと思います。

13款2項3目衛生費国庫補助金の説明欄1の災害廃棄物処理事業費補助金1,630万3,000円の追加ですが、これは昨年の台風による災害廃棄物の処分等に係る費用及び先ほど説明した被災家屋の解体・撤去工事に対する国からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

金額の内訳ですが、17ページに戻っていただきまして、4款1項4目環境衛生費の653万6,000円、これは昨年の10月補正前に環境衛生費から支出した災害廃棄物処理費用に係る一般財源から国庫支出金へ財源変更分と18ページの4款2項1目、説明欄1の災害廃棄物処理事業1,953万4,000円に対する国庫支出金976万7,000円を合計したものであります。

次に、繰越明許費になります。申し訳ございませんが、6ページをお願いしたいと思います。

今回補正をいたします災害廃棄物処理事業は、被災家屋の解体・撤去工事に期間を要するため、年度内の完了が困難なことから、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

以上で、議案第9号、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○社会福祉課長（仲條義治） ありがとうございます。

最初に、補正予算書の17ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段になります。

3款民生費、3項5目障害児福祉費、説明欄1の障害児通所支援事業についてご説明いたします。

予算額1,068万1,000円は、20の扶助費で障害児通所等給付費となります。本事業は障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援がございます。

今回の補正でございますが、当初、障害児通所支援事業のサービスを利用する児童を318人と見込んでおりましたが、14名程度利用する児童が増加していることなどから、扶助費の不足が見込まれるため、補正をお願いするものであります。

続いて、歳入ですが、ページを戻っていただき、11ページをお願いします。中段です。

13款 1 項 1 目 3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金534万円ですが、国の負担金で負担率は2分の1を見込んでいます。

続いて、12ページをお願いします。中段です。

14款 1 項 1 目 3 節児童福祉費県負担金、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金275万5,000円は県の負担金で、負担率は4分の1を見込んでいます。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正になります。

3款 3 項海上保育所改築事業ですが、園舎改築工事、機械設備工事、電気設備工事及び園舎解体工事の各工事の遅延により、令和2年度へ繰越明許により執行するものです。また、設計・監理委託料においても全工期が延期になることから、同様に繰越明許により執行するものでございます。

主な理由といたしまして、園舎改築工事では台風15号及び19号の影響による杭工事、基礎工事の遅延及び電柱移設に係る擁壁設置工事の遅延、電気設備工事では変電設備工事の位置の変更等による遅延、機械設備工事及び園舎解体工事につきましては、新園舎本体工事の遅延によるものでございます。

繰越明許費の金額 2 億1,727万4,000円の内訳ですが、設計・監理委託料が715万円、保育所改修工事が 2 億321万4,000円及び解体撤去工事が691万円でございます。

以上で、議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第9号のうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17款繰入金、1 項 1 目、説明欄 1 の介護保険事業特別会計繰入金2,623万1,000円ですが、平成30年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業会計から繰り入

れるものでございます。

以上で、議案第9号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算第5号の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○庶務課長（栗田 茂） ありがとうございます。

本事業につきましては、本会議の議案質疑にてご回答しているところではありますが、改めてご説明いたします。

補正予算書の20ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

下段の10款3項1目学校管理費、説明欄1、中学校大規模改造事業、補正額5,541万8,000円は、令和2年度に計画していた干潟中学校の技術教室棟防災機能強化工事につきまして、国の交付金が前倒しで採択されたことから、本年度執行のために必要な実施設計及び施工監理の委託料と工事請負費について計上するものであります。

工事の内容としましては、経年劣化した外壁と建具の補修及び照明器具等の改修であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

補正予算書の12ページをお開きください。

上段の13款2項5目教育費国庫補助金、補正額2,838万2,000円のうち、3節中学校費国庫補助金1,865万6,000円は、歳出でご説明いたしました干潟中学校の防災機能強化工事に係る学校施設環境改善交付金で、補助率は3分の1であります。

続きまして、14ページをお開きください。

下段の20款1項7目教育債、補正額3,670万円は、干潟中学校の防災機能強化工事に伴う地方債の補正であります。

続きまして、繰越明許費になります。

6ページをお開きください。

下段の繰越明許費の変更は、今回の補正予算で計上いたしました干潟中学校の防災機能強化工事につきまして、補正予算の成立後に発注するに当たり、適正な工期が確保できないため翌年度に繰り越すことから、既に12月議会で議決をいただいております第一中学校、第二

中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事の繰越明許費 1 億1,068万2,000円に関する費用5,541万8,000円を追加し、1 億6,610万円に変更するものであります。

以上で、議案第 9 号、庶務課所管の説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、議案第 9 号のうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、失礼します。

補正予算書の 6 ページをお願いいたします。繰越明許費補正の追加でございます。

11款 4 項文教施設災害復旧費846万5,000円につきましては、大原幽学遺跡史跡公園内にあります宝蔵庫の修繕費用でございます。宝蔵庫については、台風により外壁に大きな被害を受けておりましたが、復旧にかかる費用が高額となることから、修復方法について検討してまいりましたところ、このたび現在修復中の公園内施設分と合わせて国と県の災害復旧事業の補助対象となったことから、補正し繰り越しをするものでございます。

次に、歳入歳出については、歳入の財源について申し上げます。

ページのほうは12ページをお願いいたします。

13款 2 項 5 目教育費国庫補助金、説明欄の下段、文化財保存事業費補助金972万6,000円は、大原幽学遺跡史跡公園内の施設復旧工事に対する補助金で、補助率は10分の 7 でございます。

次に、同じページの一番下の欄になりますが、14款 2 項 8 目教育費県補助金の説明欄、文化財保存整備事業費補助金270万円は、国の補助金と合わせて交付される県の補助金で、補助率は 5 分の 1 でございます。国・県を合わせますと、補助率は10分の 9 となるものでございます。

生涯学習課所管の補足説明は以上です。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第10号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおり

でございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 本議案につきましても、本会議において説明いたしましたとおりですので、本委員会での補足説明はございません。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、補足説明がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第21号につきましては、本会議での説明のとおりですので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第24号につきましても、本会議で説明いたしましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） すみません。もう一度この工事を行わなければならなかったその理由を詳しく教えてください。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 海上保育所につきましては、老朽化がだいぶ進んでおりまして、建て直すということになりました。建て直す際に、やはり何か特色のある事業ということで、病児保育事業を公設公営の保育所として初めての実施ということも踏まえての改築工事に当たったものであります。

また、その工事をやるに当たって、地元の方々にアンケート調査をいたしました。それにつきましても、建て直してほしいという意見があったことから、それも踏まえて改築工事に当たったものです。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第26号につきましては、本会議の補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（米本弥一郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

保険年金課長。課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○保険年金課長（在田浩治） じゃ、失礼します。

保険年金課から、国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化についてご報告させていただきます。

保険年金課では、70歳以上75歳未満の方の一部負担金の割合を示す高齢受給者証を令和2年8月から被保険者証と一体化し、被保険者証兼高齢者受給者証として交付する予定でございます。これに併せて被保険者証の有効期間を従来の4月から翌年3月までの1年間から8月から翌年7月までの1年間に変更いたします。そのため一斉更新の時期が、従来の4月か

ら8月に変更となります。

今後のスケジュールですが、令和2年につきましては、この3月に令和2年4月から同年7月までの有効の被保険者証を送付し、7月に令和2年8月から翌年7月まで有効の被保険者証を送付いたします。令和3年以降につきましては、8月の更新に合わせて年1回7月の送付となる予定でございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、小・中学校の空調設備設置工事及び中学校武道場防災機能強化工事について申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら、着座で結構です。

○庶務課長（栗田 茂） ありがとうございます。

まず、前年度の繰越事業における小・中学校20校の空調設備設置工事につきましては、児童生徒の熱中症対策及び教育環境の向上を図るために、各校舎の普通教室及び特別教室へ空調機の設置工事を実施してまいりました。工事は順調に進捗し、今月の竣工に向けて各機器の試運転及び点検作業を実施している状況であり、来年度から本格的に運用開始いたします。

次に、12月議会にて補正予算の議決をいただきました中学校武道場防災機能強化工事につきましては、非構造部材による天井材の落下防止及び老朽化に伴う外壁材などの耐震対策として、第一中学校、第二中学校及び海上中学校の3校を3月4日に契約し工事着手したところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、学校関係者及び受注者と工程などの調整を図りながら、本年6月の竣工を目指してまいります。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

以上で審査は全部終了いたしました。

○委員長（米本弥一郎）　これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時５８分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎

総 務 常 任 委 員 会

令和2年3月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第13号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて
- 議案第25号 指定管理者の指定について
(道の駅 季楽里あさひ)

出席委員（6名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	平 山 清 海
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（24名）

副市長	加瀬正彦
行政改革推進課長	井上保巳
企画政策課長	小倉直志
税務課長	石毛春夫
会計管理者	多田英子
監査委員局長	伊藤義一
その他担当職員	13名

秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治
財政課長	伊藤義隆
市民生活課長	遠藤泰子
消防長	川口和昭

説明のため出席した参考人（3名）

地方独立行政法人 総合病院国保旭 中央病院事務局長	菅谷敏之史
その他担当職員	1名

地方独立行政法人 総合病院国保旭 中央病院経理課長	松浦豊
---------------------------------	-----

事務局職員出席者

事務局長	高安一範
副主幹	黒柳雅弘

事務局次長	池田勝紀
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。総務常任委員会ということでお集まり頂きました。

大変今日は暖かい日です。もう春を思わせるような陽気になりました。靖国神社の桜の標本木というんでしょうか、今日はどうも開花宣言が出そうだと朝のニュースでやっていました。非常にいいことだと思います。

反面、非常にコロナウイルスの影響も大きくて、WHOがパンデミックだという宣言を昨日でしょうか、出しまして、非常に困惑をしているところであります。職員の皆さんも、本当に市全体の感染も大事なんですけれども、まずご自分が感染してしまっは大変だということで、大変な努力をされていることと思います。本当に日頃からお疲れさまです。ご苦労さまです。

3日前の新聞でちょっと感激をしまして、聖火リレーのランナーに飯岡中学校の伊藤百々寧さんでしょうか、大きく取り上げられていました。震災から9年たちますけれども、もうあの子の子どもがあんなに大きくなったんだな、彼女にしてみればどんなにつらい経験だったか。でも、9年後にオリンピックという大きな舞台、その聖火ランナーを務める、本当にうれしく思っていることだと思います。

今回、飯岡中学校の選手が8人、聖火ランナーとして、ランナーには、今回は東京オリンピックのときと違って同行者がつかないんですけれども、第1走者の飯岡中の伊藤百々寧さんが走る場所だけは、伴走がついて一緒に行こうということに相なったわけです。これ皆さん知らないと思いますけれども、この飯岡中学校の生徒が出るということはすごいことで、旭市に体育振興課という課がなかったら、これがなかったんです。体育振興課の職員が県とすごく強いパイプを持っていて、県のほうもオリパラ推進室ができたんですけれども、私たちどうしていいか分からないと、随分旭市に聞きに来たんですよ。当初、旭市はドイツ誘致ということで、事前キャンプ、そういったことが進んでいたのも、非常にそういったことで実現したんだということなんです。本当に職員に感謝したいと思います。

それでは、今日、総務常任委員会ですので、忌憚のないご意見、また慎重なる審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案の審査を行うわけですが、議案第23号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に関する議案を審査する上で、病院職員の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、参考人として病院職員の出席を求めることにいたします。

伊藤議長、よろしくお願いいたします。

しばらくの間、休憩いたします。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、予算関係で3議案、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管する事項、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管する事項でございます。

それと条例関係が4議案でございます。議案第13号で、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての4議案になります。

そのほかといたしまして、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて、議案第25号として指定管理者の指定でございます。これは道の駅季楽里あさひについてでございます。

以上、全部で9議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて、議案第25号、指定管理者の指定についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決につきましては、本会議において補足説明を申し上げましたところでありますけれども、何点か所管課より補足説明を申し上げますので……。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長、長くなるようでしたら着座のまま。

○財政課長（伊藤義隆） 終わりです。所管より補足説明をいたしますので、よろしくお願い

いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第1号につきまして、総務課所管事項の補足説明を申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 着座どうぞ。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼して着座で説明させていただきます。

それでは、予算書の225ページをお開きください。

9款1項3目、説明欄の3、防災行政無線等整備事業の予算額は1億5,758万3,000円で、主な内容は226ページになります。14節の工事請負費です。このうち防災行政無線整備工事540万5,000円は、災害時の物資の集積拠点でもあります道の駅季楽里あさひの防災機能強化を図るため、防災行政無線の屋外子局を新たに整備するものです。

その下の千葉県防災システム移設工事2,648万1,000円は、災害時に千葉県や県内自治体との連絡を行うための千葉県の無線システムと、地震の揺れを感知する計器や感知した震度を送信するネットワークのシステムを新庁舎へ移設するための経費です。

次の防災行政無線改修工事1億318万円は、市の防災行政無線システムのうち、本庁舎から電波を送信するための機器を更新するものです。

次に、人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の302ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職分になります。令和2年度は、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、（1）の総括は、常勤職員と会計年度任用職員の数値を合計したもので表示していますので、次のページ以降でそれぞれに分けて説明いたします。

それでは303ページをご覧ください。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員の内容について説明いたします。

初めに、職員数ですが、本年度欄の638人は、令和2年1月1日現在、各部署に配置している職員数を基本に退職者、新規採用者及び各会計間の異動等を考慮しまして、令和2年4月1日の配置予定人数を計上したものです。前年度予算と比較して2人の減となります。

本年度欄の括弧内39人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の外書きです。前年度当初予算と比較して10人の増となります。

次に、給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億7,981万円で、前年度と比較して395万1,000円の増となります。これは、再任用短時間勤務職員数の増によるものです。

職員手当等につきましては、下段に内訳を載せておりますので、後ほど説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でありまして、追加費用率の減により前年度と比較して198万2,000円の減となります。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。ここでは、金額が大きく増減した手当を中心に説明いたします。

まず、住居手当です。この手当は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万8,000円となります。支給人数の増によりまして、前年度と比較して194万4,000円の増となります。

次に、通勤手当をご覧ください。この手当は、自動車通勤や公共交通機関利用の場合、通勤距離に応じた手当や定期券等の運賃相当額を支給するものです。前年度と比較して114万3,000円の増となります。

少し飛びまして、休日勤務手当をご覧ください。この手当は、休日に勤務した場合に支給するもので、令和2年度については休日の日数が減ることから、前年度と比較して705万円の減となります。主に消防職員に支給するものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。令和2年度の期末手当の支給率は、6月、12月ともに1.3月、勤勉手当は6月と12月ともに0.95月で、年間の合計支給率は4.5月分となります。前年度と比較して、期末手当は職員数の減により114万5,000円の減、勤勉手当については令和元年度の人事院勧告等に基づき、支給月数が0.05月分増えたことから918万6,000円の増となります。

最後に、児童手当をご覧ください。この手当は、中学校終了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、子どもの人数や年齢要件によって、月額1人1万円から1万5,000円を支給します。支給人数の増により、前年度と比較して123万円の増となります。

続いて、304ページをお願いいたします。

イの会計年度任用職員の給与費明細書です。令和2年度から開始される制度のため、前年度欄は空欄となっております。

それではまず、職員数です。本年度欄の42人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じフルタイム会計年度任用職員の任用予定延べ人数です。括弧内の424人は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員の任用予定延べ人数です。

次に、給与費のうち報酬は4億7,398万5,000円で、パートタイム会計年度任用職員に支給するものです。

その右側、給料は1億2万8,000円で、フルタイム会計年度任用職員に支給するものです。

また、職員手当等は8,309万9,000円で、下段に内訳を載せておりますので、後ほど説明いたします。

共済費は、会計年度任用職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金で1億168万9,000円を計上しています。

次に、下段の職員手当等の内訳をご覧ください。

通勤手当は318万6,000円です。これは、フルタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用で、常勤職員と同じ基準で支給します。

次に、時間外勤務手当の759万4,000円は、フルタイム会計年度任用職員が時間外勤務を行った場合に支給するもので、手当の割増率は常勤職員と同様となります。

期末手当の7,231万9,000円は、支給条件を満たすフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に6月と12月に支給するものです。

最後に、常勤職員と会計年度任用職員を合わせた給与費全体の影響額について説明いたします。お手数ですが、予算書の302ページにお戻りくださるようお願いいたします。

(1) 総括です。

表の右側、合計欄の下段をご覧ください。

前年度と比較した影響額ですが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、合計で7億6,566万9,000円の増となっております。

以上で、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第1号について、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、着座のまま説明してください。

○税務課長（石毛春夫） 失礼します。

1款市税です。令和2年度の市税の合計額は74億6,286万1,000円で、前年度比9,131万6,000円、1.2%の減を見込みました。内訳としましては、現年度分を73億7,799万5,000円、滞納繰越分を8,486万6,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は30億3,901万4,000円で、前年度比6,220万8,000円、2.0%の減を見込みました。現年課税分の収納率については、前年度と同率の98.1%を見込んでおります。

1 項 2 目法人市民税は、3 億7,394万円で、前年度比 1 億1,216万9,000円、23.1%の減を見込みました。これは税制改正により、税率が現行より3.7ポイント下がったことが主な要因です。現年課税分の収納率については、99.6%で前年度と同率といたしました。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は30億5,764万4,000円で、前年度比5,109万2,000円、1.7%の増を見込みました。現年課税分の収納率については97.5%で、前年度と同率といたしました。

現年課税分のうち家屋につきましては、新築家屋の増加分により増を見込んでおりますが、償却資産については、法人等の新たな設備投資が少なく、微減を見込んでおります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は2 億3,287万4,000円、前年度比8.1%の増を見込みました。なお、令和2年度から税目の名称が整理され、軽自動車税は環境性能割と種別割で構成されることになります。

環境性能割は県から交付されるため収納率は100%で、種別割につきましては、現年課税分は96.42%、前年度比0.12ポイントの増を見込んでおります。

4 項 1 目市たばこ税は4 億9,036万3,000円で、前年度比1,009万8,000円、2.1%の増を見込んでおります。これは、令和2年10月のたばこ税の値上げを見込んだものです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

6 項 1 目都市計画税は2 億5,704万5,000円で、前年度比450万6,000円、1.8%の増を見込んでおります。

現年課税分の収納率については97.5%で、前年度と同率といたしました。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明は終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

どうぞ着座で説明されてください。

○市民生活課長（遠藤泰子） ありがとうございます。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、市民生活課所管部分を補足説明申し上げます。

予算書の83ページをお願いいたします。

一番下段、2款3項1目、説明欄3の住民基本台帳事務費のうち、1枚めくっていただいて85ページになります。18節の2番目の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金は、個人番号カードの作成等の事務を委任している地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへ支払うものです。国のマイナンバーカード普及促進強化により、前年度に比べて大きく増加しておりますが、この交付金につきましては、国庫補助率10分の10ということで国から同額の補助がございます。

以上で、議案第1号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 70ページですけれども、交通安全対策事務費についてお伺いします。

この項目に交通安全指導員の予算が計上されていると思いますけれども、この交通安全指導員は、令和2年度、来年度から非常勤の公務員になるというようなことの中で、今回、この予算的な措置が以前と比べてどうであったか、その辺についてまずお伺いします。

それともう1点は、同じ70ページ、12番目の委託料、児童交通安全街頭指導委託料、このことにつきましてどのような活動内容かお伺いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） ご回答申し上げます。

交通安全対策事務費の国の制度改正による特別職、非常勤職員の任用要件の厳格化により、交通安全指導員は、令和2年4月1日から非公務員となるため、金額は同額ですが、昨年度まで報酬として支給していたものを報償金として変えて支給いたします。報償金のほうは238人分で計上しております。

また、非公務員となり、公務災害の対象とならないことから、新たに業務中のけが等に備え、傷害補償保険と賠償責任補償保険に加入するため、保険料を計上しております。

加入予定の保険の内容としましては、傷害事故では、活動中及び自宅との往復途上に被った傷害に対しまして入院、通院保障、死亡、後遺傷害補償、手術保険金が支払われます。これには、天災による事故や細菌性食中毒、熱中症の特定疾病も補償対象です。また、賠償責任保険では、活動中に他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させるなど賠償責任を負担することによる損害に対しても保険金が支払われます。これには、裁判などの訴訟費用も含

まれます。

それからもう1点のほうのご質問です。児童交通安全街頭指導委託料は、小学生の通学時の街頭指導のため、小学校からの要望により通学路の交差点等へ朝1時間、交通擁護員を配置するもので、18人分を計上しております。学校の休みの日は除きますが、月、水、金、週3日、年間で119日シルバー人材センターへ委託を予定しております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 交通安全指導員について説明を頂いたわけでありますけれども、保険が公務災害から民間の保険に変わったということについて、よく説明していただいたわけでありますけれども、以前と比べてはどうかと。補償内容について変わっている点があればその辺について伺います。

それと2番目の児童交通安全街頭指導委託料、これにつきましては、小学校の要望でということと実施をされているということとありますけれども、予算を見ますと昨年より若干増えている。昨年の予算書を見ましたら229万円ですので若干増えておりますけれども、この要因はどのようなものか、その辺について伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

保険の関係ですけれども、公務災害の場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償ということで、非常勤職員公務災害補償の制度に該当になりますが、今までの補償内容としては、療養の給付、それから休業補償、それから障害補償、遺族補償、葬祭補償等がございましたが、令和2年度からにつきましては、先ほど申し上げました内容と変更となります。

それからもう1点、児童交通安全街頭指導委託料、こちらの金額のほうが増額となった要因ですけれども、こちらは昨年に比べて35万円ほど増額になっているんですが、主な要因は、こちらの委託料の時間単価、シルバー人材センターに委託の予定なんですが、こちらの時間単価が1,100円から1,210円に上がったこと、それから配置する日数が3日ほど増えたことによりまして増額となっております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 保険の補償の内容につきましては、よく理解できないんですけれども、非常勤の公務員から今度そうでなくなったということで、補償がちょっと低くなったというようなことでは困りますので、予算的にもそんなに保険料は15万円ですか、二百何人いる中で15万円の保険料ということでありますので、できるだけ補償が以前と変わらないような形の中で補償していただければと思います。これは要望ですのでよろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 1点ずつ聞いていきます。

まず、13ページの歳入の市税の関係でございますが、これは税金、市税で金額のことより今年は特別の事情で確定申告が1か月遅れました。そういう中で、固定資産税なんかは1月、市民税とか国税保税ですか、1か月遅れれば当然その徴収の月が遅くなると思うんですが、そういう中でどういうふうになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 今、高橋委員のほうから確定申告が1か月遅れる、これ後でまた事務報告ということで延びることを報告させていただきます。これはせんだって国のほうから1か月延ばせということで、市のほうも1か月延ばすようになりました。その中で、市税の市民税と固定資産税の納期限でいいんですか、それとも徴収……。

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） 賦課期日につきましては、市民税につきましては6月が賦課期日でございますので、影響は今のところないかなとは思っております。

確定申告についても、国税のほうの所得税が確定してそれから市県民の所得が確定しますもので、国のほうは4月16日までですので、1か月延びます。そうするとうちのほうが今度、市県民税の通知をするのに多少1週間か2週間くらい遅れるような予定でおりますので、平常どおりの納期で今のところ考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは18ページ、地方交付税ですね。地方交付税、今年は大幅に増えました。そういう中で、これはほとんどひもつきですから、今年はまた番外になっちゃうと思うんですが、地方交付税が増えた中で、この前の説明では義務的経費がだいぶ増えている

という話なんです、昨年と比べて自由に使える交付税はどのくらい増えたのか、また減ったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 義務的経費、増えているということはございますけれども、実質的に使える金額ということで、高橋委員よくおっしゃっております交付税から病院公債費分、震災特別交付税分、これを除いた金額ということでよろしいかと思っておりますけれども、交付税の総額、これは令和2年度は86億1,708万2,000円、令和元年度が85億5,331万1,000円で、増減が6,377万1,000円、公債費につきましては22億2,774万1,000円、これが令和2年度です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 大よそ0.8%くらい、3,200万円くらいのプラスということに。予算ですので、これにつきまして決算のときにしっかりと計算したいと思っております。今現在は0.8%くらい増える見込みであります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 自由に使える金は3,200万円ですから、昨年度とほぼ同じと、こういうことで理解してよろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今の予算の段階の試算でということでご理解頂きたいと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 50ページ、13、使用料及び賃借料約1,200万円、この前の質疑でもやりましたが、この土地の借り上げ料、建物の借り上げ、これは行政財産として借りているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、使用料として借り上げしている、まず土地と建物は行政財産かというご質問でございます。

土地は駐車場なんですけれども、駐車場につきましては公共用かということでありまして、以前も申し上げたとおり、私法上の契約ということで、市が借用している土地という扱いになります。市の所有ではございませんので、地方自治法の扱いで公有財産には当たらないということでありまして、行政財産というような区分としてはございません。

建物につきましては、基本的には庁舎ということでこれはお借りしているところでございます。ですので、基本的にこれもお借りしていますので、財産上の区分としては行政財産ということで区分はしてございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと間違っって聞いちゃったんですが、行政財産として借りていると思うんですね。それで建物につきましては分かります。しかしながら、土地についてはこの契約上、全部市が使う駐車場として土地は契約をしているのか、その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 土地につきましては駐車場ということでお借りしているところなんですけれども、まず、280台分ということでお借りしてございまして、そのうちの205台、これについて職員用ということで、それ以外の75台を数的には公用車や来庁者用ということでお借りをしているということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二百八十数台は市の職員用ということでございますが、これは地方自治法の上で問題はないのかどうか。これまでも長い間、私は質問しております。昔は、闇給与とか何とか言わないでくださいという答弁もありました。それから全くうその答弁もありました。県に貸して県からもらって、全くうその答弁もありました。それから今度、あれは庁舎と一体のものだという答弁もありました。その中で地方公務員法の204条では、職員手当、全て明記されているわけです。そういう中で、今度いかなる給与その他の給付もこれに基づかない条例ではできないということになっているんですよ。これは地方公務員法に違反すると思うんですが、その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうからお答えいたします。

地方自治法の解釈というところになってまいりますでしょうか。職員手当としましては、委員おっしゃられたとおり、確かに地方自治法の中で204条ということになっております。その中で支給できる手当というのは、限定列挙されているのは存じ上げております。

今回のご質問の中での職員の駐車場として使う部分を市で借りていることが問題ではないのかということかと思えます。市で借りていることが、法で言っております職員手当には当たらないというふうに考えておりますので、問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 当たらないって、名目を変えればいいのか。契約には市の職員用として借りているでしょう。そういう中で、ここには顧問弁護士がいます。加藤さん、顧問弁護士です。その辺と相談したことがあるのか。それと同時に、あなた方はそう言いますけれども、住民監査請求を出されたらどうなりますか。いざとなったら、これは市長、あれですよ、損害賠償の責任を負わされますよ。その辺どう考えているのか、副市長、どうなんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） これはずっと高橋委員が質問されている内容ではありますがけれども、これは市が行政目的を持って必要であるから駐車場を借りていると。その賃料として地主に払っている。職員に対してそのお金を支給しているという状況ではございません。手当というところには当たらないのかなということであります。これまでも散々やり取りしてきたわけではありますが、確かに市が必要として借りている部分となかなか区分が難しいところも現実にあって、一括で借りている、これはもう平成の始めの頃からの扱いであって、市長もこの件については、職員の駐車場としてこのまま借りていくというような話をされたと思います、本会議の中で。そのような経緯もありますし、特に手当としての問題はないという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 手当として云々と言いますけれども、契約にはちゃんと職員駐車場としてうたってあるでしょう。それと同時に手当じゃなく、手当は払わないけれども、結局例えば借りた駐車場料金より職員からもらっている駐車場料金のほうが安いでしょう。これは闇給与にならないですか。払いはしないけれどももらわないということは、闇給与になるわけです。それと同時に、刑法でも、例えば酔っ払いの車に同乗、知っていたら同罪なんです。それと同じで、この問題は闇給与になるんでしょう。地方公務員法に違反しないですか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

闇給与には当たらないというふうに考えておりますし、法にも抵触しないと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何で闇給与にならないのか。二千数百円で借りているでしょう。それで駐車場の料金、職員からもらっているのは1,000円でしょう。裏の手当にならないですか。そういうふうにあなた方は絶対悪いとは言わないんですよ。自分らの正当性を主張するけれども、それなら顧問弁護士でもちゃんと聞いてくださいよ、相談してくださいよ。せっかく顧問弁護士料を払っているんですから。それで闇給与にならないというなら、住民監査請求を起こさせるようにします。どうですか。行政というのは、法にのっとってやるのが行政なんです。全くあなた方は自分の都合のいいことしか考えないじゃないですか。その辺を踏まえて答弁してください。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 行政、法にのっとって執行するのは当然ことというふうに理解しております。

今、ご質問の中で顧問弁護士をお願いしているんだから、そこにも相談してみたらどうかというご指摘も頂きましたので、その部分については一度相談してみたいと思っております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何のために顧問弁護士を頼んでいるのか。それから、これからって事既に遅しですよ。本来ならもう早くにやるべきなんです。それは時々課長は、やはりそれを削ったら課長の能力がないと言われるから、何だかんだいろいろへ理屈をつけていると思うんですが、いずれにしてもこの問題ははっきりしてください。ほかの市町村でやっているのかどうか。ほかの市町村、これはやっているところがありますか。お尋ねします。借りてです。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今、ほかの市町村がどうかというご質問を頂きました。ちょっと手元にはっきりしたご答弁を申し上げるための資料を持ち合わせておりませんが、記憶の中では、ほかの市町村でも旭市と同様な扱いをしているところがあったやに記憶をしております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この辺にはどこもないんですよ。わざわざ職員のために職員駐車場を借り上げて。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 近隣のところの駐車場についての職員の負担についての資料が、今、手元に来ましたのでお答えいたします。

銚子市につきましては、市の職員の負担を求めています。それと匝瑳市は負担を求めています。香取市も負担金なしということです。旭市と同じくらいの規模ということで館山市も負担金はありません。東金市は借り上げておりますけれども負担金を少し求めていると。東金市以外、最初に申し上げたところは、市の所有地となっているところでございます。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても市の所有地、今まであった土地だから無料でやる、それが多少の負担、そういう中で東金市が借り上げて云々とありましたけれども、やっぱりこれはきちっと法にのっとってやるのが本当だと思います。あとはまたこの結果については、また来年でも再来年でもやらせてもらいます。

次に、60ページの委託料の公有財産台帳整備業務委託、これもこの間、質問しましたけれども、なぜこういうものを業者委託しないで市でできないのか。具体的な内容についてお尋ねします。そういう能力を有していないのかどうか。

○委員長（宮澤芳雄） ページ分かりますか。60ページの説明欄12の委託料、この間、説明があった道路水路を除くという台帳のことですよね。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） ご質問の委託料につきましては、公有財産台帳の整備の業務委託ということになってございます。この前、本会議の質疑でもお答えしたかもしれませんが、毎年変わっていく公有財産の移動状況をデータ上管理して、そういったものの修正を行うものでありますので、基本的には職員がやってやれないことはございませんので、以前は職員の手でやっていたものだと思いますけれども、今、行政で事務を行っていく中で効率的なこととかそういったことを考えながら、業者に委託して支障のないものはできるだけ委託をするという考えもございますので、そういった中でこの業務については委託をしているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 支障のないものを委託すると、本来ならこれは行革課の一つの仕事でしょう。このぐらいの仕事が何で委託しなきゃならないのか。公有財産の台帳であれば、三十

五、六万円かけるなら、何も手書きの台帳でもいいじゃないかと私は思うんですよ、こういう余分物の金を使うならね。

それで参考のために聞きますけれども、道路台帳がありますね。道路台帳も全部委託でやっているんですかね。ここではちょっと分からないでしょうけれどもね。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） ほかの常任委員会の関係なので、私のほうから。

道路台帳につきましても、元をつくるのはまず委託があつて、毎年の修正も必ずこれは元データを修正していかなければいけませんので委託にかけているものでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 行革で人を減らしている、減らしていると言いますがけれども、こういう類いの業務委託料がかなりあるんですよ。そういう委託料、どのぐらい外部に払っているのか。総務課で当然数字は出しているんでしょうけれども、委託料は年間どのぐらいあるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 委託料、合計でというお話でございますけれども、全て合計した金額は、今、ちょっと手元にございません。集計もしておりませんので、後ほどちょっと課題とさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） すみません、先ほどのうちのほうの行政改革推進課のほうで業務委託として35万8,000円ということで予算を計上しておりますけれども、職員が時間をかければこれはできる内容でございますけれども、登記簿を調査したり現地を調査したりと、そういった内容を専門の業者をお願いしたほうが効率的だというふうなこともございますので、うちのほうとしてはこの業務については委託をしておるところでございます。現実には職員の数も限られておりますので、その中でいかに業務をスムーズに効率的に行うかというところがございますので。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 入力するまでの数値等は、準備は全部職員がするんじゃないですか。全てが職員がするということなんですか。先ほど言いましたけれども、例えば法務局の台帳の調査とか何とか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それぞれの各課で所管しているデータにつきましては、各課で把握しておりますので、それらのデータは行革のほうに上がってきます。それで委託の内容は、基本的には台帳は紙で管理しておりますので、変更箇所を差し替えまして紙で印刷をし直しまして新たに管理しているというところでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局入力するまでの準備はみんな職員がやるんでしょう。それで入力だけ頼んでいるんでしょう、そうじゃないんですか。それとも全て1から10まで業者に頼むんですか。普通考えたらそれは絶対できない、本当の入力だけだと思うんです。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） データについてはこちらのほうで用意しまして、入力とあと必要な書類等のファイリング等、そういったものを業者のほうにお願いしてございます。最終的には紙で管理しておりますので、その台帳を印刷、出していただくと、そこまでお願いしております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ですから、全部入力するまでの数字等は職員がやる。それであと入力は業者に委託ということでしょう。何でそのぐらい、優秀な職員がそのぐらいの能力がないのか、副市長。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 職員、合併以来、ずっと減らしてきました。個々の職員がこの業務だけやっていたら当然できます。ただ、その業務だけに1日、1年ずっと関わっているわけではございませんので、もう様々な業務を職員はこなしていますから、その中で効率的にやるのに委託業務、これも発生していると。これはどこもみんな同じだと思います。その点だけ捉えて職員でできるだろうと、職員はできます。できますけれども、それだけやっているわけにはいかないということもご理解頂きたいなと、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の審査は途中ですが、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

そのほか質疑ありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほどの公有財産台帳整備業務委託料の件で、副市長は、職員がそこまでやるのは大変だと。効率よく委託するということですが、それなら職員がある程度できるまで異動しない、専門になってもらう。それと同時に、やはりその業務に携わったらそれなりの勉強をしてもらう、そういう体制を考えるのが本当じゃないかと思うんですが。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

異動しないで専門的な形でやってはどうかというご提言でございます。そういった方法ができないというわけではないと思いますが、旭市の市の職員の規模というのを考えたときに、同じところでずっと自分の経験を積んでいきますと、だんだん管理職にもなっていけます。そういった中では、やはりある程度の異動というのも必要になってくようかと思っておりますので、同じ部分でずっとというのは難しいのではないかなと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それをいつまでもやってもあれですから、次に、66ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料1,500万円ほど組んでありますが、これたしか五、六年、毎年組んであると思うんですね。そんな中で、生涯活躍のまちの構想が当初とは変わったということですが、当初の計画はどうであったのか。そういう中で、今はこれはどういう計画になっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 当初から変わったというお話ですけれども、当初、本会議でもお話ししましたがC C R Cというような色合いが強うございました。その後、国のほうの政策の変遷もございまして、C C R Cですからリタイヤした方々のケアを引き続き行っていくまちというところに重点を置いておったところでございます。

しかしながら、国のほうもそうですけれども、私どもとしまして多世代にわたって移住する方がいるとか、多世代の方が交流できる場があってにぎわいがあるとか、そのようなまちにしたいということで、現在の計画となっているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、当初はリタイヤ組の計画であった。今は多世代型ということでございますと、最初の支援業務委託料というのは、全く無駄になったということですね。そういう中で、リタイヤ組ならある程度の人口増はできると思うんですが、しかしながら、多世代となるとどこの世代をやっていくのか。よそからの移転してくる人を見込んでいるのか、そういう中でどのぐらい見込んでいるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、ＣＣＲＣ、当初ということですが、これは本当に入り口の平成27年頃に言っていたお話です。それで委託が無駄になったんじゃないかというお話ですけれども、もう平成28年に総合戦略をつくりまして、そのときの重点施策として生涯活躍のまちを載せてあります。もうそのときにはＣＣＲＣという考え方はなくしてあったわけで、計画上は当初から多世代型を狙っていたということになります。

それで、どこからどのような世代を連れてくるのかというお話ですけれども、まさに多世代ですので、子育て世代から高齢者まで多世代にわたってということです。

何人くらい見込むのかというお話ですけれども、今のところ移住される方は200人程度を見込んでおります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃあ200人くらいどの辺から移住者を見込んでいるのか、そういう見込みがあるのか、今の時代では旭市には産業がない中で、つまり仕事がない中では大変だと思うんですよ。そういう中でどこから移住者を見込むのか。それと同時にその人たちの生活、どういうふうに計画しているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、どこから見込んでいるのかということですが、これはもうどこからということではございません。全国津々浦々ということになるかと思います。ただ、主には東京都内ですとか首都圏管内ということになるかと思います。

それと、その人たちの生活をどう考えているのかということですが、それにつきましては、旭市に魅力を感じていただいて、特に生涯活躍のまちに魅力を感じていただける方が自ら創出するものではないかと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、各地でやはり人口が減っている中で、都会地からの人の移住をいろいろやっているわけですが、みんなどこもかなり厳しい、四苦八苦しているんですよ。そんな中で、今、答弁頂きましたように、自分らで仕事を探す、そういう生半可なことでは、これはなかなか人が集まらないと思うんですよ。これはまた17日に説明会がありますから、そこでよく聞きます。本来なら八日市場方式、九十九里ホーム、そういう中で、結局リタイア組ですか、これが一番私はベターだと思います。これはいずれにしても答弁は、今、そういう中で、ここに生涯活躍のまち形成事業費補助金、5億円ありますが、これはどこの時点で支出していくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 支出につきましては、本会議でもお答えしたと思うんですが、これから農地転用ですとか開発の許可ですとか、そういったものが進んでいくことになります。それが許可が下りた時点で造成工事が始まります。造成なり上下水道、それから道路といったものの工事が始まっていきますので、その時点で概算払いになるのか、あるいは工事が全て完了した時点で精算払いになるかというのは、今のところ、そのどちらかの形になるかと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これを結局工事の進捗割合の中で出していくのは、いいでしょう。しかしながら、協定書は今、どういうふうになっているのか。締結したのかまだ締結していないのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、締結に向けて動いているところです。まだ締結はしておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あそこには公共施設を必ず設置するということになっているわけですね。そういう契約書の中で、事業の進捗、あれを締結して事業の進捗の中で最終的に生涯活躍のまちというのは、あとは公共施設の設置条例とか、それから指定管理者にすればその問題も議会に当然出るわけですね、議決事項として。それから予算もまだこれは大きな予算ですから、出るかもしれません。

そんな中で、協定を結んだ中で、事業を進めました。今度は条例が通りませんでしたとなった場合は、今度は市に損害賠償の請求があると思うんですが、その辺はどういうふうにかえるのか。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 生涯活躍のまち形成事業につきましては、官民連携というのが最も重要なポイントでございます。それで協定を結んでやっているというのが全国ほとんどでございます。その協定を結ぼうとしているところですけども、議員おっしゃるその協定書の中で、いわゆるおひさまテラスと我々が呼んでいるものですけども、その公共施設を設置します。当然公の施設として設置しますので、設置管理条例は必要なものです。当然条例ですから、議会の議決が要ります。指定管理者の指定につきましても、議会の議決を伴うものでございます。

協定書の中で、その条文の中で第3項で、その公の施設の設定とそれから指定管理者の指定については、議会の議決を条件とするというようなことを結んでおります。これが通らない、議決されないということは想定はしたくないんですけども、その場合、損害賠償が発生するんじゃないのかということですけども、一応協定書の上では第3項で議会の議決を条件とするということをうたっておりますので、その辺のところは事業者側がどう捉えるかということだと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あのね、課長、議会が議決しないということを想定する。そういうばかげた話、ないですよ。議会をよくよくばかにしているんじゃないんですか。それと同時に、やはりこれから進めていく中で、市長選もある、議会選もあるわけですよ。そうすると、当然メンバーが違った中でどうなるか予測つかないでしょう。そういう中で工事を進めた中で、最後、公共施設、市としては設置しませんよとなったら、市が責任を負うわけです。市が責任を負うということは、最終的にこれは市長ですよ。当然財政的にも市長の責任が問われます。先ほど言いました住民監査請求で最終的には市長の責任、そして今までは議会でそれを否決すれば何てことなかったんですが、今度は民法が適用されて、市長がそれを賠償せざるを得なくなるんですよ。

ですから、いずれにしても課長、その辺は慎重にやっていただかないと私は困ると思うんです。工事が始まって、進みました。それで今度は建物を建てました。それで公共施設、議

会で否決されたら大変なことですよ。そんな中で、じゃあこの前も議場で、議会で課長は、まだ賃借料云々かんぬん言いましたけれども、今、JAが、この前も言いました銚子のイオンに借りている施設、どのぐらいで借りているのか。そういう中で、それを基準に今回はおひさまテラス、2,200平米を計算したらどのぐらいになるのか、当然その辺の試算はしてあると思うんですが、その辺を含めて答弁頂きます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 金額につきましては、高橋委員のほうからも銚子のイオンのお話があったり、本会議であったと思います。本会議で一般質問でお答えしましたとおり、一応賃料についてだけ申し上げますと、一番拠点整備交付金という国の交付金を入れられるかどうかで大きく変わってまいります。拠点整備交付金が入った場合には、2,200平米で約3,200万円から4,000万円、それで拠点整備交付金が入ってこない場合は、年間1億円超え程度というふうに考えておるところでございます。

それと農協のイオンの例が申し上げられましたけれども、ぜひ入れてほしいというのと入っていただきたいというところで考えますと、その辺は多少のやはり差異が出てくるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それで拠点整備交付金、これは入る、入らないと違いがあると言いますが、皆さん方は、交付税というのは余分に入ってくると思うのですが、実際、これは財政課長にお伺いしますが、例えば合併特例債だって何だって、国は確かにその分は見ますよ。しかし、その分は見ても単位費用のほうはみんな減らしちゃうでしょう。果たして本当にそれが余分に入るならいいけれども、減られちゃうから、結局実質自由に使える金がなくなっちゃう、こっちは見てくれるけれどもこっちで減らしちゃったらね。そういう中で、今の交付税措置してくれるということに対して、課長はどういうふうに思っているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、交付税の絡みのお話があったかと思いますが、拠点整備交付金はあくまでも1点ものの交付金でございますので、交付税という形で入ってくるわけではございません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは交付金じゃなく補助金として入ってくるんですか。補助金なら問題ないと思うんです。交付金であつたら、これは結局自由に使える金がなくなる。補助金なら問題ない。それで、その補助金は何年間交付されるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今、お話ししている拠点整備交付金ですけども、これにつきましては地方創生の中で何年間ということではなく、拠点整備交付金ですから、その施設の建設が担保された時点で1回に入ってくるものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） あまりこれを長くやってもまだ次がありますので、中央病院の方もおられますので、私はこれで終わりにします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございまして、改めての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第14号につきましても、本会議において補足説明申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この条例ですけれども、人数が、定員がだいぶ減ることなんです。そういった中で現在の職員数は何名かお伺いします。それぞれの項目、8つありますけれども、それぞれの職員の数をお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 現在の職員数につきまして、項目ごとに申し上げてまいります。

時期は平成31年4月時点ということで申し上げます。

まず、議会事務局の職員ですが7名です。市長事務部局452名、選挙管理委員会事務局、これは兼務として7名でございます。監査委員事務局3名、教育委員会事務局59名、農業委員会事務局5名、消防職員121名、公営企業職員21名、合計いたしますと兼務の選挙管理委員会を除きますと、実人員としては668名ということでございまして、提案しております数値と同一というような形にしております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この改正案については、現在勤務されている人数と同じ数というような説明を受けましたけれども、そういった中で1つお伺いしたいことは、大幅に減ったのは、1つは教育委員会の職員の数が定数では105人いたんですけれども今現在は59人ということで一番減っているなというふうに感じておりますけれども、この理由はこういったようなものかまず1つお伺いしたいのと、現在の職員数が今後の定員になるということといった提案なんですけれども、1つ聞きたいことは、その定員以上には職員を配置することができるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。質問は2つ大きくございました。

最初が、教育委員会のところの人数が多く減っているということについてのお尋ねについて、まずお答えいたします。

教育委員会、確かに多く減っております。46名減るというような形でしております。この要因でございますが、幾つかの内容がございます。申し上げていきますと、例えば学校用務員、以前はこれ市の職員ということでございましたが、今は市の職員ということではなくて委託等に振り替わっている部分がございます、その分が大きく減っております。あるいは給食の調理員、これも市の職員でございましたけれども、退職した後、不補充というような形で委託に切り替えている部分がございます。

そのほかにも社会教育施設といいますか生涯学習施設、それぞれの施設に職員を配置しておりましたが、現在は施設のほうの職員につきましては再任用の職員を活用しているような部分もございます、そこでも減っております。もうちょっと言いますと給食センター、前は3つございましたが今は2つですとか、以前、国体がありましてその準備室もあったものがそれはもうなくなっているとか、そういった幾つかの要因がございます、教育委員会の職員については減っているというところでございます。

もう一つのお尋ねで、現在の職員数をもし超えてしまったらどうかというような趣旨かと思えます。定員を条例で決めるわけがございますので、できるだけというか、定員を超えないように定員の適正化計画採用ということで行っていきたいと、このように考えております。以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 例えばこの教育委員会なんか大幅に職員数を減らしたということでありましてけれども、減らした中でやはり子どもの数も減っているというようなことの中で、教育

委員会の人数もそんなには必要ないのかなといったような感じも受けますけれども、一方で、学校の先生方の超過勤務がだいぶ指摘されているといった中で、そういったことに対しての対応、そういった形の中でまたそういう補充する職員の必要性といたしますか、そういうのも出てくるんじゃないかなというようなことも考えられるわけでありましてけれども、定員以上の職員といたしますか、そういった方が必要になった場合、どのように対応されるのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定員以上に必要とところがあったらということでのお尋ねかと思えます。全体の数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、条例で決めましたので、それを越えることというのはできないといたしますか、そういうふうに考えております。ただ、部門ごとの内訳につきましては、それぞれの時代に応じて、片方がちょっと増えた、でも片方は減っている。全体の中では定員に足りているということは許されるというような条例といたしますか解説もございまして、全体が足りていれば部門ごとの人数の増減につきましては柔軟に対応できるのではないかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃあお尋ねしますけれども、今、これは私はちょっと分からない、結局公営企業なんかは定数条例から外れちゃうわけですね。全ての職員、これ今何人いるのか。そういう中で、今、定数条例では何人になって、適正化の数字はどうなっているのか、まずそれをお尋ねします。定数条例の人数、それから定員適正化計画での人数、それから現在の職員数。これは一般職だと思うけど、そんな中で公営企業はまた別でしょう。だからそこらを含めた、公営企業もここに入っているんですか。そういう中で、定数条例と現在の数字。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在の定数ということでお答えをいたします。現在の定数につきましては、今回、改正条例で提案しております改正前の数値ということで802名が全体の数で、内訳は新旧対照表に記載のとおり内訳でございます。改正案としては、先ほど申し上げた数字で改正案として提出しているところでございます。

それと定員適正化のほうの数字がどうなっているかというお尋ねが、もう一つございまし

た。定員適正化の中では、今度5年後の数値を目標数値として設定してまいります、5年後の数値としまして658人という数値を目標にしております、現在よりも10人減というような目標を立てようとしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、定数条例から見ますと、だいぶ適正化は少ないわけなんですけど。それでこれは現在668ですが、今までの臨時職員とか再任用とか、ここには臨時職員でも一部入っていないと思うんですが、それらを含めた数字はどういうふうになるのか。

それと結局、この前の話では週4日は1人に計算しない、5日は1人に計算すると、そういうことですが、なぜ5日にしないのか。私はこういう適正化計画、これをつくるなら、それらを十分加味した中で計画をつくったほうがいいと思うんです。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、人数というようなお尋ねがございました。臨時や再任用を含めた人数ということでございますが、再任用の人数等も含めて、すみません、今ちょっと手元に、再任用の人数につきましては、令和2年度で38人でございます。それを加えた人数ということでご理解頂ければと思っております。

それと臨時という部分もございましたが、会計年度任用職員ということで置き換えるということにいたしまして、フルの人間としては42人ということになります、会計年度任用職員のフル。フル以外の分も含めると、予算ベースということになってまいります491人ということです。この中にはごく短期間ですとか時間の短いのも全部入っておりますので、491人という数字でございます。

もう一つご質問がございました週4日ではなくて週5日の勤務を考えたらどうかというご提案でございます。できないわけではないということで考えておりますが、ただ週5日ということになってまいりますと、私ども常勤と全く同じ勤務体制になります。それはそれとしていい面もございますが、一方で職員の採用計画のほうにも影響が出てまいりますでしょうし、職員の年齢構成もいびつになってくることが考えられますので、その辺は再任用を残す、それを活用する、あとはその後の職員の構成を考えた新規職員の採用も考えるという中で、バランスをとった形でいきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これから見ますと、定数条例で約800人、適正化で658人、150人ぐらい少ないということで、これだけ見たら皆さん方が努力しているということなんですが、結局中身を見たら再任用が38人、今年まで臨時職員、臨時職員のフルで40人ちょっと、まだフル以外が491、例えば3日働いたとした場合、491人というのは約250人の計算になっちゃう。そうすると、この適正化計画をずっと上回って、定数条例も上回っちゃうんですね、そうでしょう、計算上では。

そんな中で、今後、職員の採用にいろいろな影響が出るということですが、今度、国も職員の能力審議を打ち出しているわけです。ですから、あまりそういうことを気にしないで、私は職員の定数条例、この辺をきちっとある程度やっていったほうがいいと思うんですが、いかがか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） いろいろご質問等ございましたが、まず、定数に入れる、入れないという定義のところを申し上げますと、会計年度任用職員につきましては、これは定数に入れられないというのを国の制度として決まっているものですので、うちのほうで定数に入れる、入れないということで決めているものではございませんので、ご理解を頂ければありがたいなと思います。

再任用の職員についても、フルタイムの場合には入りますけれども、そうでない場合には再任用も定数には入らないということでございますので、併せてご理解を頂ければと思います。

そうすると、じゃあ定員適正化計画はどうなっていくのかということになってまいりますけれども、国が定めている定数の定義、それに基づきましてこちらも定員適正化計画を定めているところでございます。最終的には人数云々ということも大事でございますが、最終的にはお金ということに関わってくることでございますので、お金としてどれだけ節約ができるのか、有効に使えることができるのかということが大事だなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局適正化計画で人を減らしますよといったって、臨時職員をどんどん増やしちゃっているでしょうよ。それで国は職員の定数条例にフルに働かない人は入れないと。それはいいです、国が決めているなら。しかし、実際は、幾ら適正化計画つくって、こ

れは努力しているって、片一方で増やしたら何もならないわけですよ。給料の面という話ですが、逆に適正化計画の職員をもっと減らして、臨時職員を使ったほうがずっとメリットがあるんじゃないかと私は思うんです、今の状況を見て。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） いろいろございましたけれども、定員適正化計画を減らしても臨時を増やしていたのでは違うだろうというようなニュアンスもございました。

先ほど申し上げたのと同じことになりますでしょうが、定員適正化計画はあくまでもですからフルタイム、我々、正規の職員を中心としたものの数ということでございまして、そのほかに業務を遂行していく中で必要な部分として再任用ですとか会計年度任用職員ですとか、そういうものを活用しているというところでご理解を頂ければと思いますし、先ほど申し上げたとおり、最終的にはそれは金額として反映されてくるということでございますので、金額の部分でどうかということ考えていただければというふうに思っております。

臨時をもっと増やしたらどうかというのもございましたが、臨時といいますか、今度は会計年度任用職員ということになってまいりますでしょうが、あくまでもそういった職員につきましては、我々正規職員の補助的な業務でございますので、それはですから内容に応じて使い分けていくということ考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 金額で減らすというのなら、何も臨時のほうが効率がいいわけですよ。

それと同時に、正規職員だってできない仕事を臨時職員がやっていることは多々あるんじゃないですか。正規職員が手も足も出ない仕事をパートの1万円以下の職員が一生懸命やっているのもあるわけですよ。そういうのを見れば、何も金額にこだわるというのなら臨時職員で十分だと思います、私は。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） すみません、先ほどの議案第1号でのこちらの発言につきまして、一部訂正したいと思います。

フロア代につきまして拠点整備交付金の交付があった場合には年間3,200万円程度から

4,000万円ということを申し上げました。拠点整備交付金がなかった場合、最大で1億円超えというお話をしてしまったんですが、それは指定管理料を含めた金額ですので、フロア代に限って言いますと最大で年間8,000万円を見込んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。
税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第15号については、本会議での説明以外はございませんのでよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。
議案第15号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いします。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第18号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。
議案第18号について質疑がありましたらお願いします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のために、今、入居率はどれぐらいになっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 18号だよ。

○委員（高橋利彦） 失礼しました。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきますけれども、まとめてします。

まず最初に、中央病院の第2期中期計画ということでありますけれども、そういった中で、間もなく第1期中期計画が終了するわけでありますけれども、この第1期の計画に対して達成度はどのようなものであったか、総括的な評価が今の段階で結構ですので、その辺分かればよろしくをお願いします。

次に、8ページの中段ですけれども、（4）の中のイ、病院の駐車場のことについてなんですけれども、駐車場につきましては、皆さんのご存じのとおり、だいぶ路上駐車等が目立ちます。そういったことで、今後の、ここには整備を実施するというようなことが書かれておりますけれども、どのような計画か、その辺についてお伺いします。

次に、9ページの上段（4）旭市生涯活躍のまちへの協力といったようなことが書かれております。病院からも生涯活躍のまちについては、委員として委員会のほうに出席されておりましたけれども、実際にこれから市とどのような協力といいますか、その辺についての協議が進められているのかお伺いをします。

次に、12ページと14ページにかけてのことなんですけれども、一番下のほうですけれども（3）計画的な設備投資、それから14ページには、実際の予定金額103億200万円の予定だと、次期の計画の中ではこれだけの設備投資をしたいというようなことがつづられております。この計画について、どのような計画があるのかお伺いをします。

もう1点は、13ページ、一番上段、エ、地震や台風等に対する災害対応力を強化するため、BCPの一環として必要な施設、設備の改修や新設について検討を進め、実施するというようなことが打ち出されておりますけれども、これは具体的にどのようなものかお伺いします。

以上、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからまず何点かお答え申し上げます。

まず第1点目ですが、第1期中期計画についての達成度、病院としての評価はどうかというご質問でございますが、第1期中期計画は、おかげさまでこの4年間を終了する運びとなりました。評価につきましては、最終的には市が設置している評価委員会や設立団体の長に

評価いただくものと考えておりますが、病院としましては、市の定めた中期目標、それを実現するための中期計画につきまして、職員が一丸となって取り組んできました。おかげさまで中期計画に定めた目標を上回ることができたのではないかというふうに、病院としては思っております。

続いて、第2点目ですが、駐車場の整備、どのような内容かということですが、委員からもありましたように、私ども病院の中で患者さんからやはり駐車場が止めにくいという声、あと混雑しているという声をやはり聞いております。そういう声を踏まえまして、今回、2期計画に盛り込んだものでございまして、具体的な内容としましては、やはり苦情の中で大きいのは、1台当たりのスペースがかなり狭くなっていまして、軽ではそうでもないんだけど普通車で行った場合には非常にスペースが小さくて止められないという声をよく聞きますので、まず1台当たりのスペースを広くしようという計画を持っております。それとよくコンビニなんかで見られますように、線が1つでなくてU字型というんですか、二重線で1台当たり区画するという方式で基本的には全部、砂利敷きの部分も一部あるんですが、そこを全部舗装した上で1台当たりのスペースを広げるということを計画していきたいと思っております。

当然1台当たり広げますと、総駐車台数が減ってしまう可能性がありますので、病院としましては、今、隣接している地権者の方に協力いただきまして、臨時駐車場を確保することが可能になりまして、現在、ようやく整地が終わりまして、そこを120台ほど臨時駐車場として止めることができるようになりましたので、今後、段階的に先ほど言いましたように整備を進めていきたいというふうに考えております。できれば、段階的に営業しながらの整備ですので、少し時間がかかりますが、次期中期計画の半ば頃には全駐車場がそういう形でいければなと思っております。

駐車場の混雑緩和の一つとして、青駐車場と1つ中に市道が入っておりまして、そこがご承知かもしれませんが水路もあって非常に狭い中に結構車の通行が多いもので、そこは市のほうにぜひ市道の拡幅をお願いしたいという要望をさせていただいておりまして、前向きに検討頂けるというふうに聞いております。

続いて、3点目が、生涯活躍のまちへの連携・協力ですが、市の進めている生涯活躍のまちにつきましては、病院としましてもできる限りの協力支援を行っていくということにしております。当然定例会議等にも参画しております。

今、具体的に動いている一つの例なんです、病院に高速バス停がございました。今後、

進展していく中で、病院バス停等隣接地に中央病院東というのもありまして、今後、やはり交流が盛んになってくると、当然生涯活躍のまちにもそういうバス停は必要じゃないかと。利用者からは、やはり屋根つきのちゃんとしたバス停が欲しいという声も聞いていますので、やはりあの地区に3か所という形は基本的に難しいと思いますので、きちっとしたものが1か所あればいいのではないかとということで、まず、先ほどの駐車場の整備の関係もありまして、病院のバス停を12月に廃止させていただきました。それで当面は中央病院東を利用させていただくんですが、将来的には生涯活躍のまちの中で1か所きちんとした待合所を兼ねたものをぜひ病院も利用できるように、あるいは生涯活躍のまちのほうでも利用できるように、そういったものを設置していければという連携を進めております。

それと具体的な中身になるんですが、イオンモールの中でクリニックも検討ということになっていきますので、病院の関係者、OBの方を紹介して、今、そういった方も入っていただけないかという調整も進めているところです。そういった連携をしているというところです。

それとBCP対応ですが、これも実は9月の台風の時なんですが、私ども旭中央病院は県の災害拠点病院になっておりまして、災害時には当然そういった拠点病院という機能を発揮していかななくてはならないんですが、おかげさまで中央病院の本体は送電系統が高圧線から直接受電しております特別高圧という受電になっておりますので、病院本体につきましては一切停電はありませんでした。ただ、隣接するシルバーケアセンターとか職員宿舎については一般の線からの受電ですので、やはり3日間ほど停電いたしました。

やっぱり経験してみたことは、病院本体がやはり正常な運営ができて、看護師宿舎あるいは医師宿舎についている方はかなり影響を被りましたので、病院トータルとしてやはり機能を高めていく必要があるということで、そういった周辺施設の例えば非常用電源の増設ができないとか、東電と協力しているんですが、もう少し複数ルートからの受電ができないかというようなことも含めて、少しBCP対応で機能強化していきたいというようなことを考えております。

それが以上の内容です。

あともう1点につきましては、経理課長のほうから説明させていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 病院経理課長。

○病院経理課長（松浦豊） それでは私のほうからは、施設及び設備に関する計画について回答させていただきます。

まず、こちらの施設及び整備の内容なんですが、病院施設、医療機器等の整備となってお

りますが、まず、病院施設に関するものでこちらが約33億円、そして医療機器等に関するもの、こちらが約70億となり、合わせて103億となっております。

その内訳についてですが、まず、病院施設に関するものとしましては駐車場の整備、こちらに4億6,600万円、そして建物、附属設備の更新や増設等で22億円となっております。

続きまして、医療機器に関するもの、こちらの内訳ですが、まず放射線治療装置、こちらの更新で2億9,700万円、ハイブリッドERの新設で6億6,000万円、続いてダヴィンチの増設で3億900万円、そして既存の機械備品、こちらの更新関係で35億2,000万円、そしてソフトウェアシステム開発関連で20億9,000万円となっております。いずれも今回の中期計画の中で盛り込んでおります高度医療の確保と充実、患者サービスの向上、こちらを目的とした内容となっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） すみません、委員の皆さんに1つ確認をさせていただきたいんですが、本日の終了予定が、今後の予定がありますので11時50分終了予定と計画したんですが、多少長引いていますから、できれば12時までに終了したいと思いますので、質問は簡潔明瞭でお願いしたいと思います。

島田委員。

○委員（島田和雄） すみません、再質問を簡単にですけれども、まず最初の総括的な評価をお伺いしたわけでありましたが、中期計画を上回るものであったといったような答弁をお伺いいたしました。

そういった中で、昨年度の病院からの報告書、中期計画の昨年度の評価の集計表を頂いてそれをちょっと目を通したんですが、そういった中でほとんどが評価Aといいですか、目標を上回っているといったような評価をされていたわけでありまして、1点だけこの職員の就業環境の整備といったのがずっとBといった評価で来たわけでありまして。このBという評価が悪いのかといったら、悪いわけではないんですよね。計画どおりいっていると、計画を上回っていないというような評価なんですけれども、ただ、これがBということで、ほかほとんどAということの中で目立つわけでありまして、これらについて、次年度、次の計画ではどのように考えているのか、それを上回るためにどのように考えられているのかお伺いをします。

それと駐車場については、スペースを広くしていただけるというような答弁でありましたが、整備終了後、総台数が今現在と比較してどのようなものになるのか、その辺につ

いて分かればお伺いをします。

それと病院の施設についてのご答弁もありました。33億円、今後、計画しているということでありましたけれども、具体的にどのような建物が計画されているのか、もし分かればお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 旭中央病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） それではお答えいたします。

まず、B評価だったという就業環境なんですが、これはBにした理由なんですけれども、実は今、国のほうで進められています働き方改革、これへの取組について、やはり総合的に考えてまだ病院としても改善の余地があるということでBとさせていただきました。

ご承知のように、一般の労働者につきましては既に時間外勤務とかの取決めが決まっていますが、医師につきましては、ご承知のように5年間の猶予期間というのが設けられておりまして、2024年4月から医師の労働規制が上限つきで始まります。そういった意味で、なかなか実は医師の労働時間規制につきましては複雑な問題もございまして、これをきっちりやってしまった場合に、各医療機関で診療ができなくなってしまうのではないかなというようにございまして、現在、国のほうでいろいろな検討会を設けまして、この規制を実現するためにどのような具体的な内容でこの規制を適用していくかという検討会が行われています。ですので、当病院も病院独自でできることは着々と進めているんですが、やはりそういった国の検討会の検討結果を見た上で取り組まなくちゃいけない項目が多々ございます。

具体的に言いますと、医師は非常に長時間働いていただいているんですが、例えば特に5時以降、どの時間まで残業代を払う対象とするのかということのも非常に普通の労働者と違っていて難しい部分もございまして、診療している項目、時間については問題ないんですが、医師の場合、特別にやはり自己研さん、研究の部分がかかなり多いということもありまして、じゃあ全部の時間帯を時間外でいちいち払ってできるかというと、これは正直言いましてどこの病院でも経営的に、もし残っている時間を全部時間外対象だと言われると、これはもう正直に言いまして日本中のどこの病院でも経営的に成り立たなくなってしまう。

そういった意味から、国のほうの検討会では、じゃあ自己研さんの範囲というのはどこまでなんだろうと。自己研究というのはどこまでを指すのだろうということで、そういった具体的な指針づくりが行われています。ですので、そういった指針が出てから我が病院としても検討していくということもあって、まだそういうのにきっちり対応できていないという

状況からBということで評価をさせていただきました。期限までにはうちの病院もしっかり法律の適用になるわけですので、そこはしっかりと準備できるようにしていきたいと思っております。

それと2点目の総台数ですが、現在、おおむね1,250台でございまして、1台当たり当然やると減ってしまうことはあるんですが、舗装化するときに少し区画のよりよい規格を取る少しデザインを変えたりして、何とか減らない方法ができないかというのを今やっているところでして、それほど多くは減らないで何とかいきたいなというふうに考えています。ただ、全部についてまだデザイン決定しているわけではないので、今のところは大きくは減らないでやっていきたいというレベルでお願いしたいと思います。

それと施設整備、どの部分をやるかということなんですが、これはまだざっくりとしたところなんですが、病院として緊急的にやらなくちゃいけないと思っているのは、実は本体の裏にある研修棟でして、ここは先生方の控室とかいろいろ会議室等も入っているんですが、実は耐震基準が満たされていない建物でございまして。これは県のほうでも公表されているんですが、一般の患者さんは入らないということで整備が後回しになっていたんですが、職員は日常使っている建物ですので、そこが耐震基準を満たしていないということは耐震診断の結果、分かっていますので、そこはやはり職員が耐震基準を満たしていない建物を利用しているというのは望ましいことではございませんので、ここはまず早急に耐震補強をするのか、あるいは一部取り壊して新築が望ましいのか、そういったことも含めて次期中期計画の中ではしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今度、駐車場を広げるという話ですが、病院にかかる人は結局年寄りを含めていろいろ問題のある人なんですよ。そんな中でなるべく玄関に近いほうがいいと思うんですが、そこで駐車場、2階、3階というのは全然考えなかったんですか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 病院事務局長。

○旭中央病院事務局長（菅谷敏之史） 実は当面まず、青駐車場のところから開始するんですが、それに当たりまして、評価委員の中でも一委員からやはり立体駐車場を考えられないかというご指摘がございまして、内部で検討を進めました。しかし、ざっくりとした試算なんですが、やはり建物ということに、立体駐車場は屋根がつかますので、上から雨が漏れないようにするわけなので、そうしますと建物ということになりますので、やはりざっとした試

算をしてみましたところ、相当額の費用がかさむと。

それと今、委員からもあったように、この地域もかなり高齢化していますので、自走式ということで基本的にはぐるぐる回りながら行くと思うんですが、結構踏み間違えとか、高齢者が突き破って落ちてしまったとか、結構高齢者の危険運転の兼ね合いもあって、果たしてうちのこの地域に高齢者が多いことを考えると、立体に高額をかけることが適当かという判断をさせていただきまして、今の計画の中ではなるべく今のところを平面的に有効活用していこうというのが、今の考え方です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第25号につきましては、本会議で補足説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることにつ

いて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、確定申告の相談受付の延長についてということで報告いたします。

確定申告は3月16日月曜日から令和2年4月16日の木曜日まで延長することとなりました。本庁舎において実施し、相談受付業務をすることといたします。

なお、相談受付業務につきましては、規模を縮小して行いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。
以上で審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 20 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄